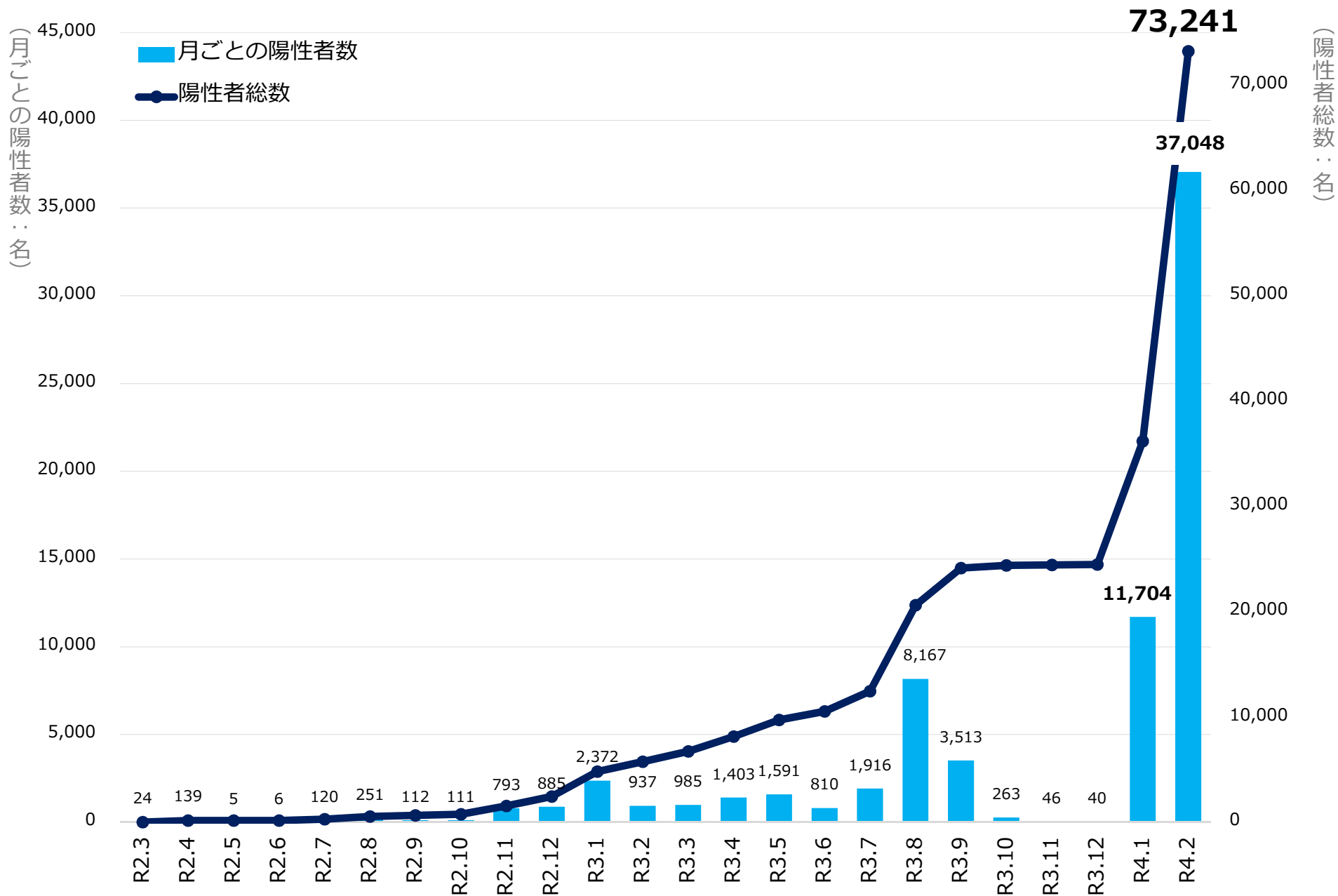


令和4年第1回定例会
保健福祉医療委員会資料

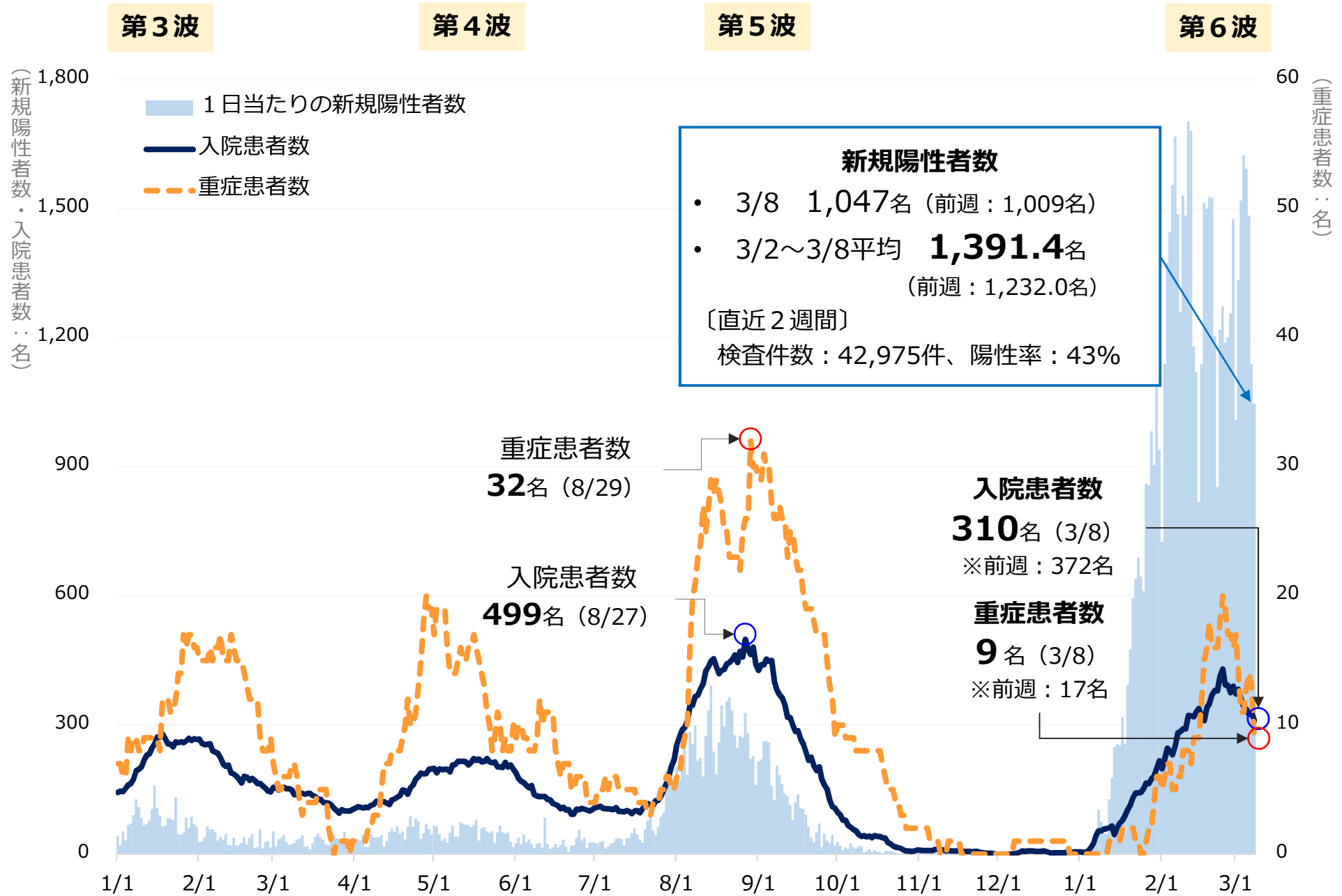
○新型コロナウイルス感染症について

令和4年3月10日・11日
保 健 福 祉 部

新規陽性者数の推移 (月ごと)

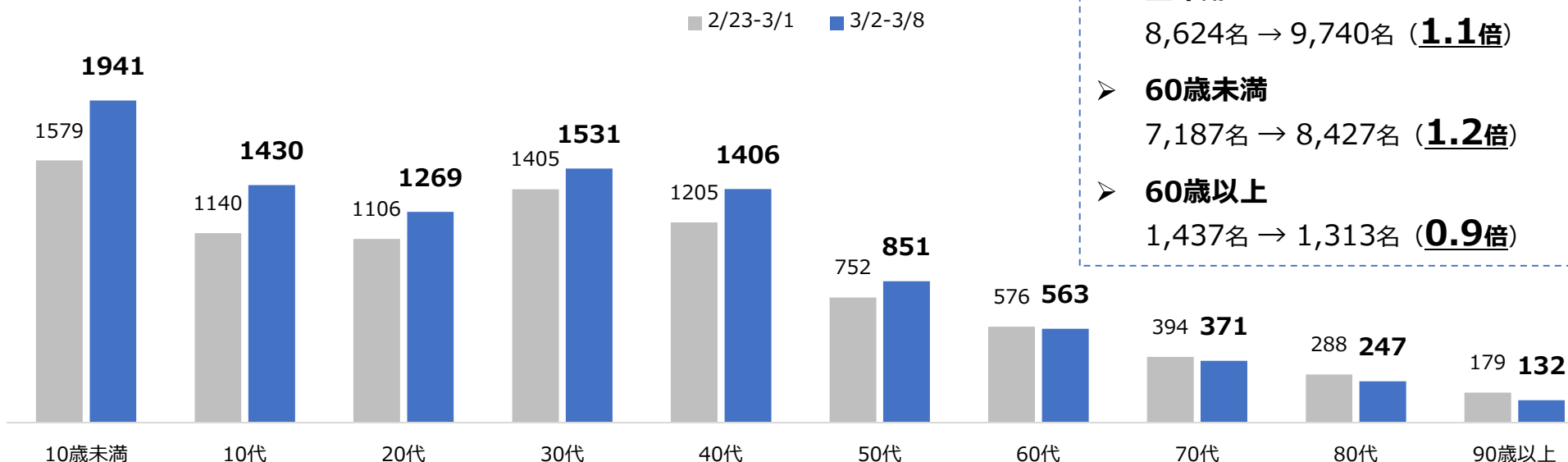


感染状況・病床稼働状況 (第3波～第6波)



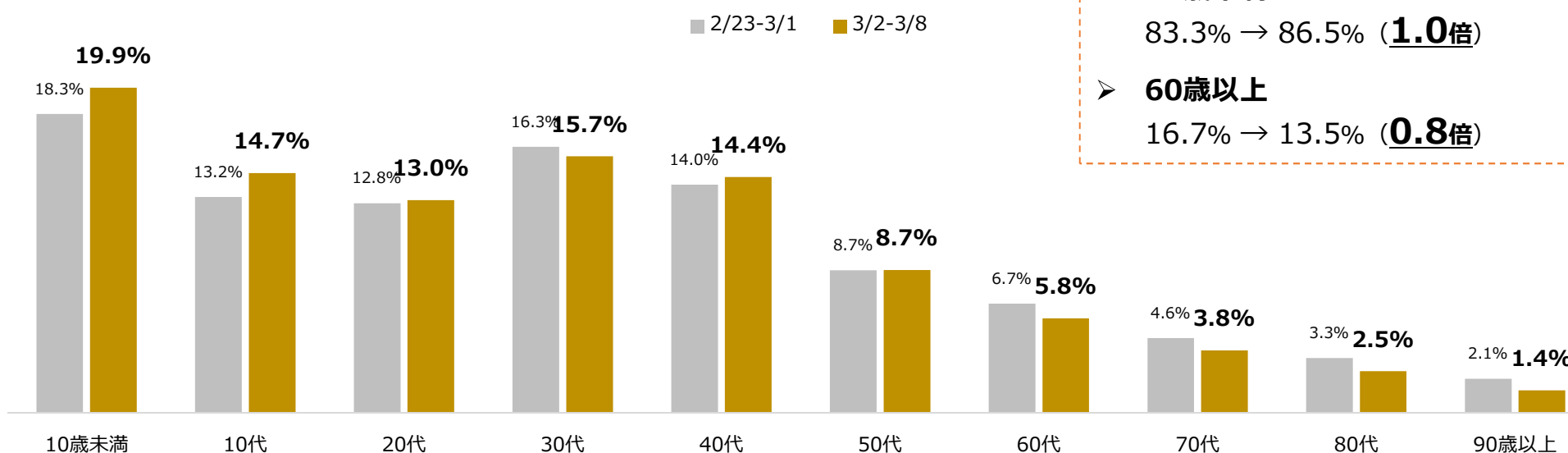
年代別の新規陽性者数と割合の推移

直近1週間と前1週間の比較【実数】



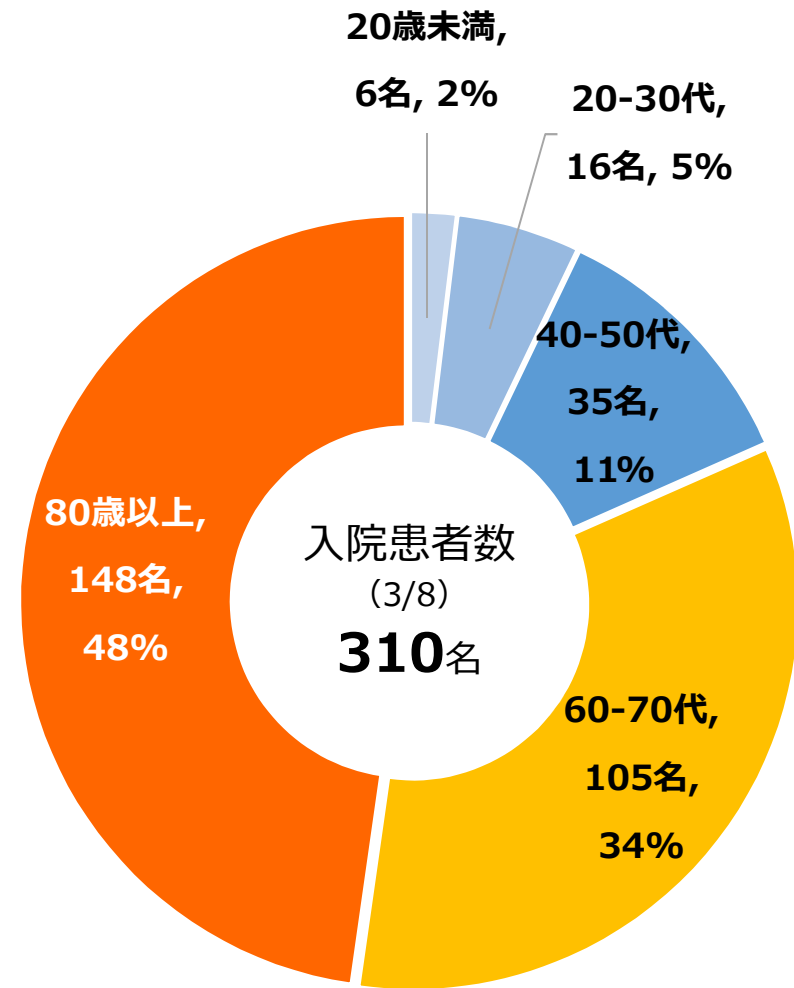
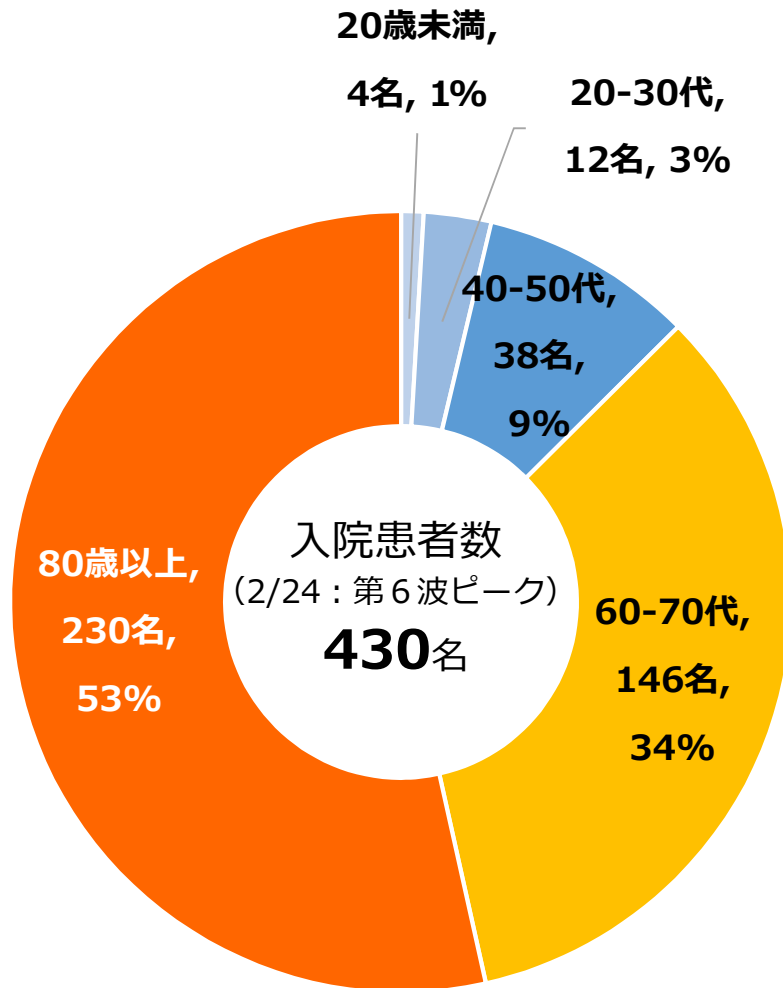
- 全年齢
8,624名 → 9,740名 (**1.1倍**)
- 60歳未満
7,187名 → 8,427名 (**1.2倍**)
- 60歳以上
1,437名 → 1,313名 (**0.9倍**)

直近1週間と前1週間の比較【割合】



- 60歳未満
83.3% → 86.5% (**1.0倍**)
- 60歳以上
16.7% → 13.5% (**0.8倍**)

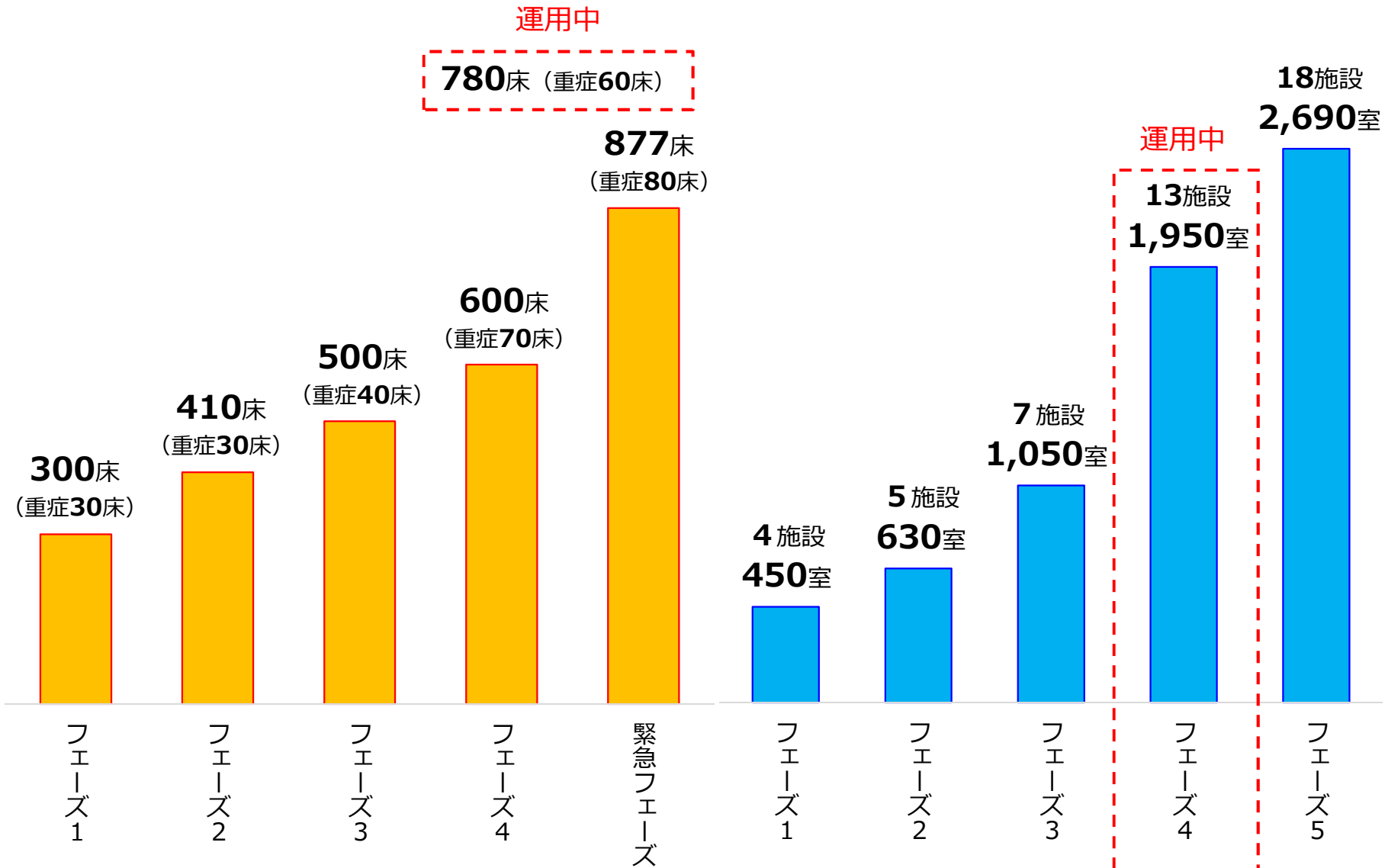
年代別の入院患者数の推移



病床・宿泊療養施設の運用状況

病床

宿泊療養施設



※感染状況を踏まえ、計画より重症病床数を抑制

県からの要請内容（県民・事業者への要請）

まん延防止等重点措置の延長に伴い、引き続き、**県内全域で対策を実施。**

県民への要請

- **基本的な感染症対策の徹底**（症状がある場合には、速やかに医療機関を受診）
- **同一テーブルでの会食は、4人まで**（乳幼児や介助者等は除く）
- **感染リスクの高い場所への外出・移動の自粛**
（混雑した場所や、感染対策が徹底されていない飲食店など）

事業者への要請

- **すべての飲食店の営業時間短縮**（①・②のいずれかを店舗ごとに選択）
 - ① **午後8時以降**午前5時までの**営業自粛・酒類提供の終日停止**（持ち込み含む）
 - ② **午後9時以降**午前5時までの**営業自粛**（酒提供可）
- **同一テーブルでの会食は、4人まで**（乳幼児や介助者等は除く）
- **イベント等の開催は、「感染防止安全計画」を策定した場合、20,000人まで**
- **テレワーク等の活用による出勤者数の削減**

茨城版コロナNext 判断指標の見直し

現在の判断指標

現在の「茨城版コロナNext」は、**第3波の実績に基づき、感染状況の指標（陽性者数等）を設定**

	陽性者数		病床稼働数
	日	週平均	日
第3波ピーク	159人	96人	274床
第6波ピーク * 第3波比	1,703人 * 10.7倍	1,545人 * 16.1倍	430床 * 1.6倍



- ✓ 県では、順次病床を拡充し、**医療提供体制を大幅に強化**
(第3波：600床 → 現在：877床 (緊急フェーズにおける最大確保病床数))
- ✓ オミクロン株の特性 (重症化しにくい等) を踏まえ、
感染状況を的確に評価できる指標を再設定

新たな指標の考え方

- ① 新型コロナ以外の入院医療などの**医療提供体制に過度な影響を及ぼさない病床数**
(600床 = 通常フェーズにおける最大確保病床数) を基準に設定
- ② 第6波の**入院率・入院期間等の実績**を反映 ※60歳未満：入院率 1%、入院期間 7日
60歳以上：入院率15%、入院期間 9日
- ③ 各Stageの病床数で対応できる新規陽性者数を算出 (病床稼働数 ÷ 入院期間 ÷ 入院率)

※ **見直し後の指標により、Stage2 を基準として、まん延防止等重点措置の解除を、国に要請**

緊急事態措置等の強化・緩和に関する判断指標

(令和4年3月7日改定)

茨城県全体Stage (判断指標) ※①②は単日、③④直近1週間の平均値			Stage4 感染爆発・医療崩壊のリスクが高い状態	Stage3 感染が拡大している状態	Stage2 感染が概ね抑制できている状態	Stage1 感染が抑制できている状態	現在の状況 3/8時点 ①②: 単日の数値 ③④: 3/2~3/8の平均値 ()内はいずれも前週の数値
県内の医療提供体制	①病床稼働数	新	420床超	420床以下	270床以下	67床以下	310床 (372床) ※Stage3に該当
		旧	287床超	287床以下	185床以下	67床以下	※Stage4に該当
	②重症病床稼働数	新	36床超	36床以下	18床以下	7床以下	9床 (17床) ※Stage2に該当
		旧	24床超	24床以下	12床以下	7床以下	※Stage2に該当
県内の感染状況	③1日当たりの新規陽性者数	新	1,300人超	1,300人以下	800人以下	200人以下	1391.4人 (1232.0人) ※Stage4に該当
		旧	100人超	100人以下	60人以下	20人以下	※Stage4に該当
	④陽性者のうち濃厚接触者以外の数	新	520人超	520人以下	320人以下	80人以下	582.2人 (532.2人) ※Stage4に該当
		旧	40人超	40人以下	25人以下	10人以下	※Stage4に該当

(令和4年3月9日現在) 見直し後の指標により、総合的に判断し **Stage 3**

保健所機能の維持・強化

課題

第6波の急激な感染拡大に対応するため、職員の過重勤務を抑えつつ、保健所機能を維持・強化する必要がある。

- ・ 県職員の動員などによる人員の増員
- ・ 役割分担見直しなどによる保健所業務の軽減

負担軽減の内容

1 人的支援

第5波での取組みを強化して対応している（3/9の状況）

- ① 事前に派遣名簿を増員し、保健所の要請に応じ職員を派遣（118名）
- ② 退職した保健師等の配置（17名）
- ③ 人材派遣会社を通じた看護師派遣（12名）
- ④ 市町村からの保健師等の応援（6名）
- ⑤ 薬剤師会からの薬剤師の応援（10名）

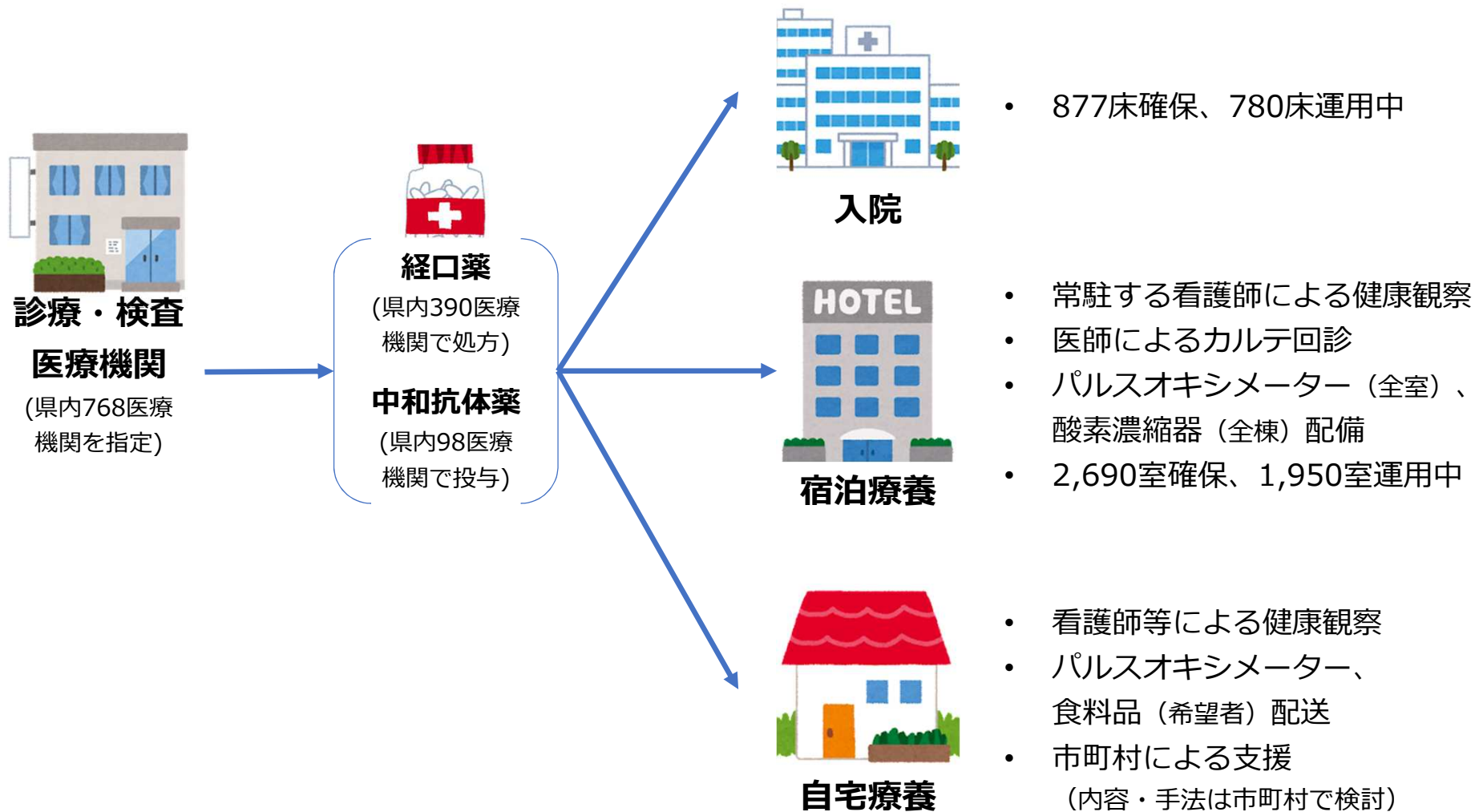
2 保健所業務の軽減

- ① 医療機関における発生届のシステム入力の徹底

※ 対応困難な医療機関においては、県医師会による代行入力の実施
（HER-SYS入力センター設置）

- ② 本庁に自宅療養者の夜間緊急電話相談及び受診調整業務の集約

宿泊・自宅療養者へのフォローアップ体制

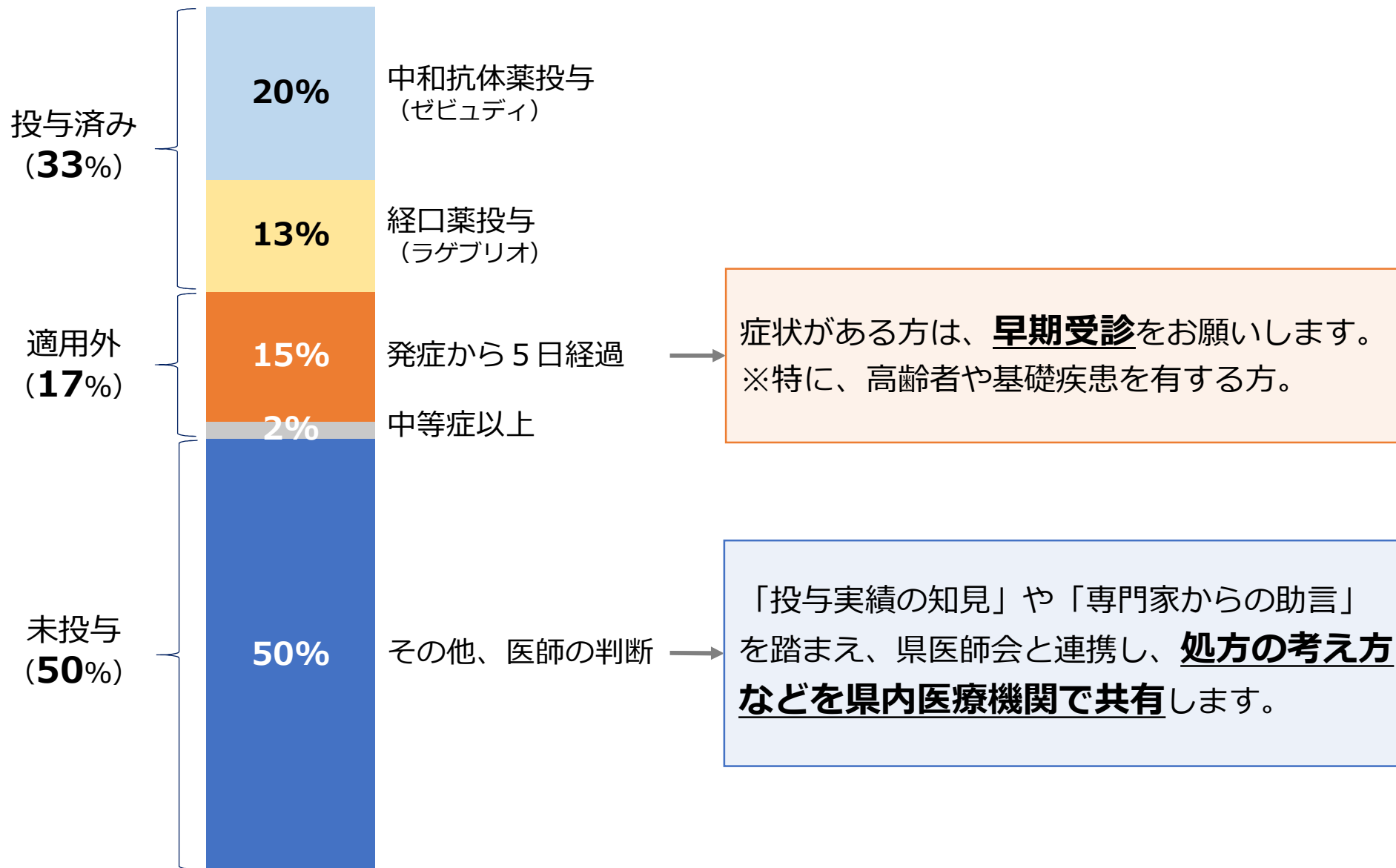


容体に応じて、県庁が
「フォローアップ協力医療機関」
での受診を調整

重症化を防ぐための治療薬投与の推進

60歳以上の陽性者に対する治療薬投与の状況

※中和抗体薬、経口薬の投与対象：
高齢者、肥満、糖尿病等の重症化リスク因子を有する軽症～中等症Ⅰの患者



新型コロナウイルスワクチン接種について

ワクチン接種状況（2022.3.7現在）

対象者数	3回目
全年代（約291万人）	830,789 (28.6%)

参考：初回接種の状況

1回目	2回目
2,384,926 (82.0%)	2,367,866 (81.4%)

※ 全国接種率：25.8%（全国15位）、2回目接種（7/31）から6か月経過した高齢者の接種率：90%

小児接種に係る県方針等

- 当初（3月配分まで）示されているワクチン供給量が少ないことから、まずは、**発症時、重症化の可能性**がある**重度の基礎疾患がある小児を中心に接種**を推進
- 基礎疾患等のある小児の接種については、対象児や保護者とコミュニケーションが取れやすく面識のあるかかりつけ医での個別接種を推奨

【県大規模接種会場での基礎疾患を有する小児の優先接種】

- かかりつけ医にて接種できない小児の受け皿として県大規模接種会場において集団接種を実施

1 接種会場

県大規模接種会場 水戸会場：県庁福利厚生棟
牛久会場：牛久運動公園武道館

2 接種日等

	1回目接種	2回目接種	備考
1巡目	令和4年3月6日（日）	令和4年3月27日（日）	●接種時間：10時～19時 ●接種人数： 3/6実績：95名
2巡目	令和4年3月13日（日）	令和4年4月3日（日）	
3巡目	令和4年3月20日（日）	令和4年4月10日（日）	

新型コロナウイルスワクチン大規模接種会場における追加接種

●目的・接種方針

- 市町村の新型コロナウイルスワクチンの追加接種（3回目接種）を補完し、より多くの県民が速やかに追加接種を受けられるよう支援する。
- 接種対象は、2回目接種の完了から6か月を経過した18歳以上の方とし、最大限、接種を加速化していく。

大規模接種会場の体制

会場		県庁 福利厚生棟 (水戸)	牛久運動公園 武道館 (牛久)	産業技術 総合研究所 (つくば)	古河市生涯学習 センター総和 (古河)	鹿島セントラル ホテル (神栖)
接種者数 (1日あたり)	2月	約700人	約700人	約700人	約500人	約400人
	3月	約1,000人	約1,000人	約900人	約800人	約600人
開設日		2/2 (水)	2/8 (火)	2/8 (火)	2/6 (日)	2/4 (金)
接種時間	2月	週6日(月曜休) 10:30~18:00				
	3月	週7日(毎日) 10:00~20:00 (時間延長)				
使用ワクチン		武田/モデルナ社製				
主な対象地域		水戸市 日立市 ほか	土浦市 牛久市 ほか	つくば市 石岡市 ほか	古河市 筑西市 ほか	神栖市 鹿嶋市 ほか
その他		○水戸・牛久会場ですべて週に1回、小児接種(基礎疾患あり)を実施(接種想定:約600人) ○全会場で月に数回程度、初回接種(1・2回目接種)を実施(アストラゼネカも一部会場で実施予定)				

※初回接種の実績:県全体の約11%(約53万回)

県北地域への臨時会場の設置

- 期間: 2月26日(土)・27日(日)・28日(月)、3月5日(土)・6日(日) 計5日間
- 会場: 常陸太田市民交流センター パルティホール ● 接種者数: 計1,640人(日立市や常陸太田市の高齢者等)

令和4年第1回定例会

保健福祉医療委員会資料

〔諸般の報告事項〕

- 1 あすなろの郷再編整備関連事業について…………… 2
- 2 茨城県循環器病対策推進計画の策定について…………… 3
- 3 第7次茨城県保健医療計画の中間見直しについて…………… 5
- 4 地域医療構想の推進について…………… 7
- 5 最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科の第2次目標の
進捗状況について… 9
- 6 性的マイノリティへの支援策の実施状況について…………… 10
- 7 医療的ケア児者の実態調査等の結果について…………… 12
- 8 いばらき出会いサポートセンター運営体制の再編について…………… 14
- 9 いばらき青少年・若者応援プラン（第3次）の策定について…………… 15
- 10 第5次茨城県DV対策基本計画の策定について…………… 17

令和4年3月10・11日

保 健 福 祉 部

1 あすなろの郷再編整備関連事業について

1 セーフティネット棟（県立施設）の整備について

現在、県立施設として新たに整備するセーフティネット棟の基本設計を進めており、来年度は詳細な実施設計を進めていく。

【参考】スケジュール

R 3年度	R 4年度	R 5～6年度	R 7年度
基本設計	実施設計	施設建設	供用開始

2 入所者アセスメントについて

新たに整備するセーフティネット棟の入所対象者（支援区分6かつ、医療的ケアが必要な方又は強度行動障害のある方）を把握するため、アセスメントを実施中。

また、アセスメントのフォローアップとして、来年度、利用者及び保護者に対し、アセスメント結果の説明のほか、民間施設への移行等について確認していく。

※ なお、あすなろの郷の入所待機者についても、来年度、随時アセスメントを行う予定。

(1) 委託先 茨城県社会福祉士会

(2) アセスメントの方法

- ① 入所者との個別面談
- ② 支援員からの状況聴取
- ③ 入所者の行動観察

①～③を実施のうえ、強度行動障害や医療的ケアに関する評価基準に基づきアセスメント実施

3 民間施設の公募について

(1) 公募の趣旨

セーフティネット棟対象者以外の方の移行先候補確保のために、民間施設の公募を行う。

現在、入所者アセスメントを実施中であり、セーフティネット棟対象者以外の方の移行者数が現時点では定かでないことから、まず、第一段階として、少人数単位で受入可能な既存施設を募集する。

なお、応募施設は、あすなろの郷自主事業施設と併せて、移行先の選択肢として利用者及び保護者に提示していく。

(2) 公募期間（予定）

令和4年3月下旬から5月中旬

2 茨城県循環器病対策推進計画の策定について

項 目	内 容
1 策定の理由・根拠	令和元年 12 月 1 日に施行された「健康寿命の延伸を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法」第 11 条第 1 項に基づく法定の都道府県計画。
2 計画（案）の内容	<p>1 計画の概要・策定経緯 茨城県における県民の主要な死亡原因であり、発症後の機能障害等により生活を脅かす主要な疾患でもある脳血管疾患、心血管疾患等の循環器病について、予防のための取組、医療提供体制の整備、重症化・再発予防等の患者支援などの対策を総合的に推進することを目的に計画案を策定し、パブリックコメントを実施した。</p> <p>2 計画期間 令和 3（2021）年度～令和 5（2023）年度 ※第 2 次計画は令和 6 年度からの 6 年間</p> <p>3 目標 （1）健康寿命の延伸 令和 5（2023）年までに、 <u>男性：72.50 年→73.38 年、女性：75.52 年→76.62 年</u> ※令和 22（2040）年までに平成 28（2016）年の数値から 3 年以上延伸することを最終目標として算出 （2）循環器病の年齢調整死亡率の減少</p> <p>4 主要施策の展開 （1）循環器病の予防や正しい知識の普及啓発 ① 循環器病を予防する生活習慣の取組の推進 ② 循環器病の救護に関する普及啓発 （2）保健、医療及び介護に係るサービスの提供体制の充実 ① 循環器病を予防する健診の普及や取組の推進 ② 救急搬送体制の整備・救急医療体制の確保 ③ 急性期から維持期（生活期）まで切れ目のない医療・介護提供体制の構築 （3）地域連携に基づく循環器病対策・循環器病患者への支援</p>
3 施行時期	令和 4 年 3 月
4 その他	<p>当計画（案）に係るパブリックコメントの結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和 3 年 12 月 17 日（金）から令和 4 年 1 月 17 日（月）（32 日間） ・意見者数及び意見数 意見者数：1 団体 延べ意見件数：1 件

茨城県循環器病対策推進計画(案) 概要

【基本方針】

県民の主要な死亡原因であり、発症後の機能障害等により生活を脅かす原因疾患でもある脳血管疾患、心血管疾患等の循環器病について、予防のための生活習慣改善の取組、医療提供体制の整備、重症化・再発予防等の患者支援などの循環器病対策を総合的に推進する。

【根拠法】健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法 第11条第1項

【全体目標】①2040年までに3年以上の健康寿命の延伸 ②循環器病の年齢調整死亡率の減少

【計画期間】

令和3年度～令和5年度

※第1次計画は第7次茨城県保健医療計画と終期統一

※第2次計画以降は6年間

【目標】

①健康寿命の延伸

	H28(2016)年 【基準値】	R1(2019)年 【現況値】	R5(2023)年 【第1次計画 目標値】	R22(2040)年 【最終 目標値】
男性	72.50年	72.71年	73.38年	75.50年
女性	75.52年	75.80年	76.62年	78.52年

②年齢調整死亡率の減少

<参考>茨城県の年齢調整死亡率(人口10万人対)

死因		H27(2015)年 【現況値(全国値)】	全国順位
脳血管疾患	男性	46.0(37.8)	42位
	女性	24.9(21.0)	38位
急性心筋梗塞	男性	23.8(16.2)	42位
	女性	9.4(6.1)	43位
虚血性心疾患	男性	34.0(31.3)	35位
	女性	13.2(11.8)	39位

【施策体系】

1 循環器病の診療情報の収集・情報提供体制の整備

2 循環器病の予防や正しい知識の普及啓発

(1)循環器病を予防する生活習慣の取組の推進 ◀

(2)循環器病の救護に関する普及啓発 ◀

3 保健、医療及び介護に係るサービスの提供体制の充実

(1)循環器病を予防する健診の普及や取組の推進 ◀

(2)救急搬送体制の整備・救急医療体制の確保 ◀

(3)急性期から維持期(生活期)まで切れ目のない医療・介護提供体制の構築 ◀

(4)循環器病の緩和ケア

(5)小児期・若年期から配慮が必要な循環器病への対策

4 地域連携に基づく循環器病対策・循環器病患者への支援

(1)地域における医療・介護連携の促進 ◀

(2)循環器病に関する適切な情報提供・相談支援

(3)治療と仕事の両立支援・就労支援

※◀=重点取組項目

3 第7次茨城県保健医療計画の中間見直しについて

項目	内容
<p>1 策定の理由・根拠</p>	<p>○根拠法令 医療法（昭和23年法律205号）第30条の4第1項</p> <p>○計画期間 平成30年度～令和5年度（2018～2023年度、6年間）</p> <p>○計画の主な内容 5疾病・5事業^(※)及び在宅医療に係る医療提供体制、医療従事者の確保、地域医療構想、その他保健・医療・介護・福祉の施策に関する事項等 <small>※5疾病：がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患 5事業：救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療</small></p> <p>○中間見直しを実施する根拠 計画において「3年ごと^(※)に調査、分析及び評価を行い、必要がある場合、計画を変更するもの」としている。 <small>※中間見直しは本来、令和2年度を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、1年間延期している。</small></p>
<p>2 計画（案）の内容</p>	<p>○中間見直しの主な内容</p> <p>(1) 現計画の策定後に策定・改定された「茨城県医師確保計画」や「第2期新しいばらき障害者プラン」など、関連する他の計画等との整合を図るため、所要の修正を行う。</p> <p>(2) 毎年実施している数値目標の評価等を踏まえ、新たに実施した取組や事業に関する記述の追加・修正を行う。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症への対応については、国において次期計画となる第8次保健医療計画（2024～2029年度）から、新たに「新興感染症等の感染拡大時における医療」として記載事項に追加する方針が示されており、追って基本方針等が示される予定となっていることから、今回の中間見直しにおいては、これまでの対応等を踏まえ、必要な範囲で記述の追加・修正を行う。</p> <p>(4) その他、現計画策定後の状況変化を踏まえ、所要の修正等を行う。</p>
<p>3 施行時期</p>	<p>令和4年4月</p>
<p>4 その他</p>	<p>中間見直し（案）に係るパブリックコメントの結果については、以下のとおり。</p> <p>○実施期間 令和3年12月10日（金）～令和4年1月11日（火）（33日間）</p> <p>○意見募集方法 (1) 県ホームページへの掲載 (2) 医療政策課及び各保健所、行政情報センター、各県民センター県民福祉課等での閲覧</p> <p>○意見提出数 個人1名より2件 (内容)【各論】第1章 第4節 県立病院の役割 1件 第10節 保健医療従事者の確保 1件</p>

第7次茨城県保健医療計画 構成

章	節	項	項目名
総論			
1	計画の基本的な考え方		
	1	計画策定の趣旨	
	2	計画の性格	
	3	計画の期間	
	4	計画の基本理念	
	5	計画の基本方向	
2	現在の保健医療の状況		
	1	地勢及び交通	
	2	人口構造	
	3	人口動態	
	4	保健医療の概況	
3	将来の保健医療の状況		
	1	人口動向	
	2	医療需要の動向	
4	保健医療圏と基準病床数		
	1	保健医療圏	
	2	基準病床数	
各論			
1	県民の命を守る地域医療の充実		
	1	地域医療連携の推進	
	2	医療体制の確立	
		1	がん
		2	脳卒中
		3	心筋梗塞等の心血管疾患
		4	糖尿病
		5	精神疾患
		6	救急医療
		7	災害医療
		8	へき地の医療
		9	周産期医療
		10	小児医療
		11	在宅医療
	3	公的病院等の役割	
	4	県立病院の役割	
	5	筑波大学の役割(筑波大学と県との連携)	
	6	遠隔医療の推進	
	7	薬局機能の充実	
	8	地域リハビリテーションの充実	
	9	移植医療対策の推進	
		1	臓器移植
		2	造血幹細胞移植
	10	保健医療従事者の確保	
		1	医師
		2	歯科医師
		3	薬剤師
		4	看護職員
		5	その他の医療従事者
		6	県立医療大学(付属病院)の役割
	11	医療安全対策等の充実	
		1	医療安全対策
		2	医薬品等の安全確保
		3	輸血用血液の安定的供給対策
		4	医療安全相談センターの充実
	12	医療情報の提供	
	13	医療教育の推進	

章	節	項	項目名
2	健康でいきいきと生活し、活躍できる環境づくり		
	1	茨城県地域包括ケアシステムの構築	
	2	予防医学の知識の普及と健康づくりの推進	
		1	健康づくりの推進
		2	健康を支え、守るための環境の整備
	3	母子保健の推進	
		1	妊娠・出産にかかる支援
		2	虐待防止
		3	疾病・障害の早期発見・早期支援
	4	学校保健	
	5	歯科口腔保健の推進	
	6	高齢者保健福祉対策の推進	
		1	介護保険の推進
		2	認知症高齢者への支援
	7	精神保健対策及び障害者支援の推進	
		1	こころの健康づくりの推進
		2	ひきこもり対策の推進
		3	障害者の特性に対応可能な医療機関の確保
		4	権利擁護の推進
	8	難病等対策の推進	
		1	難病等対策
		2	アレルギー疾患対策
		3	慢性閉塞性肺疾患(COPD)
		4	原爆被爆者対策
	9	市販薬の適正使用の推進	
3	健康で安全な生活を支える取組の推進		
	1	健康危機管理の推進	
		1	健康危機管理体制の整備
		2	原子力災害医療体制の強化
	2	感染症対策の推進	
		1	新型インフルエンザ・結核等の感染症対策
		2	エイズ・性感染症対策
		3	肝炎対策
		4	予防接種対策
	3	食の安全と安心の確保対策の推進	
		1	食品の安全と安心の確保
		2	食肉の安全と安心の確保
	4	生活衛生対策の推進	
		1	生活衛生の確保
		2	動物由来感染症及び適正飼養管理対策
	5	飲料水の安全確保対策の推進	
	6	薬物乱用防止対策の推進	
4	地域医療構想		
	1	地域医療構想の概要	
	2	本県における将来の医療提供体制に関する構想	
		1	2025年における医療機能別の医療需要及び必要病床数
		2	本県の医療需要に対応した医療提供体制の方向性
	3	構想区域別地域医療構想	
5	計画の推進体制と評価		
	1	計画の推進体制	
	2	関係者の役割	
	3	評価と見直し	
	-	主要な数値目標一覧	
資料編			
別冊			
		5疾病・5事業及び在宅医療の機能を担う医療機関等一覧	

4 地域医療構想の推進について

1 地域医療構想の概要

- 茨城県地域医療構想は、医療法に基づき、県民に良質かつ適切な医療を提供するための基本的な方針を定めた「茨城県保健医療計画」の一部として、2016年（平成28年）に策定したもの。
- 診療実績や人口に関するデータ等に基づき、団塊の世代が全て75歳以上となる「2025年」（令和7年）における医療需要と、需要に対応するために必要とされる医療機能別の病床数を推計し、参考値として明示。
- 上記推計を踏まえ、効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて病床機能の転換等を推進することとし、地域における検討の方向性や実現に向けた施策などを記載している。

2 主な国の動向

（1）公立・公的医療機関の具体的対応方針に関する再検証

- 2019年（令和元年）9月、厚生労働省が診療実績データの分析を行い、2025年を見据えた医療機能等について再検証が必要と考えられる公立・公的医療機関を指定し、調整会議における検討を要請した。県内では4つの医療機関が対象。

（2）新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた今後の医療提供体制の構築に向けた考え方

- 2020年（令和2年）12月、国の「医療計画の見直し等に関する検討会」において上記の考え方がまとめられ、厚生労働省に報告された。その中で述べられた地域医療構想に関する考え方の趣旨は以下のとおり。

- 新型コロナウイルス感染症への対応が続く間も、人口減少・高齢化は着実に進み、医療ニーズの変化や労働力人口の減少が予測される中、質の高い効率的な医療提供体制を維持していくためには、医療機能の分化・連携の取組が必要不可欠であり、地域医療構想の背景となる中長期的な状況や見通しは変わらない。
- 平時から、感染拡大の時期や規模の予測が困難な新興感染症等に備え、地域医療構想において推計した医療需要・病床の必要量を超えて病床を確保し続けられれば、医療機関に負担がかかり続ける。
- 感染拡大時の短期的な医療需要には、「新興感染症等の感染拡大時における医療」を記載事項に加えることとした第8次医療計画に基づき機動的に対応することを前提に、地域医療構想については、基本的な枠組み（病床の必要量の推計・考え方など）を維持しつつ、引き続き、着実に取組を進めていく必要がある。

（3）第8次医療計画の策定に向けた各医療機関の対応方針決定に関する要請

- 2021年（令和3年）12月、「第7回地域医療確保に関する国と地方の協議の場」において、厚生労働省より、全国知事会の代表者らに対し、（第8次医療計画の策定と併せて）「2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直し」を実施するよう要請が行われた。

3 本県における今年度の取組状況

(1) モデル医療圏における取組

- 県では2021年度(令和3年度)、地域医療構想調整会議における議論を加速するため、水戸医療圏と鹿行医療圏をモデル医療圏に選定して積極的な支援を実施。
- 鹿行医療圏では例年にないペースで議論を重ね、将来的に救急搬送受入件数を2,000件程度増加させるという目標を設定するなど、一定の成果が得られた。
- モデル医療圏における取組で得られた成果や課題は、モデル医療圏以外の地域にも共有し、県全域において更なる議論の活性化を推進。

(2) 地域医療構想調整会議における各医療機関の対応方針に関する協議の推進

- 2023年度(令和5年度)には第8次医療計画の策定作業が本格化することから、県では、2022年度末(令和4年度末)までに、各医療機関の対応方針に関する検討等を完了することを目標に設定。
- 上記目標を踏まえ、県では2022年(令和4年)1月、各調整会議の議長に対し、議論の推進を依頼する文書を発出。同時に、当面の作業として以下3点を実施の上、結果について医療政策課まで報告するよう依頼。

- ① 病床機能報告に定量的基準を適用した結果を踏まえた「病床機能」の再検討
- ② 過去1年間に病床が全て稼働していない病棟の今後の運用計画に関する確認
- ③ 医療機能の「拠点化・集約化」に向けた今後の方向性に関する協議

- 今後、各調整会議では、上記作業に関する協議のほか、新型コロナウイルス感染症対応を踏まえた急性期病床のあり方や地域の実情を踏まえた医療機能の分化、連携、集約化などについて協議を行い、それらの結果を踏まえ、2025年に向けた各医療機関の対応方針について2022年度末(令和4年度末)までに決定していくこととなる。
- 県では引き続き、参考データの提供や病床の転換等を行う場合の補助事業などを通じて、各調整会議における具体的な協議や対応方針の決定が進むよう支援を行っていく。

【参考】病床機能報告に基づく機能別病床数

病床機能	平成27年度 (2015年度)	令和2年度 (2020年度)	増減	2025年の 必要病床数	差引
	A	B	B-A	C	C-B
高度急性期	1,999	1,396	▲603	2,178	782
急性期	13,951	13,199	▲752	7,445	▲5,754
回復期	1,950	2,802	852	7,117	4,315
慢性期	6,508	6,258	▲250	5,015	▲1,243
休棟中等	1,665	1,265	▲400	-	▲1,265
合計	26,073	24,920	▲1,153	21,755	▲3,165

※ 病床機能欄の「休棟中等」には、「休棟中」「休棟後の再開の予定なし」「休棟・廃止予定」「無回答」が含まれる。

5 最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科の第2次目標の進捗状況について

1 最優先で医師確保に取り組む医療機関・診療科の第2次目標

- 政策医療（救急医療、小児医療、周産期医療等）を確保するという観点から、特に早急な対応が必要な医療機関・診療科として、昨年2月に4医療機関の計7.5名を選定。
- 筑波大学等への派遣要請を行うとともに、県外等からの医師確保を強力に推進し、令和4年度中（2023.3月）の医師確保を目指している。

2 進捗状況（前回報告時（令和3年第2回定例会）からの追加分）

- 順天堂大学の寄付講座の開設が決定し、神栖済生会病院の必要医師数を確保。
 - ・ 本年4月の寄付講座の開設に伴い、同院整形外科に常勤医2名が配置予定。
- 必要医師数7.5名に対し、これまで4.2名を確保。残りの必要数は3.8名。

【医師確保の状況（令和4年3月10日現在）】

医療圏	医療機関名	診療科	必要医師数	確保医師数		残りの必要数
				常勤	非常勤	
常陸太田・ひたちなか	常陸大宮済生会病院	循環器内科	1	—	0.2	0.8
鹿行	小山記念病院	産婦人科	2	2	—	済
		循環器内科	2	—	—	2
鹿行	神栖済生会病院	整形外科	1.5	<u>2</u>	—	<u>済</u>
筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター	循環器内科	1	—	—	1
計			7.5	4	0.2	3.8

6 性的マイノリティへの支援策の実施状況について

人権を尊重し、多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、性的マイノリティへの県民の理解増進を図るとともに、当事者の生活上の困難の解消を図るため、市町村や民間団体等の理解と協力を得ながら、各種支援策を推進している。

○第4回定例会以降の主な取組

1 理解増進に関する取組

(1) 第2回県内大学との性的マイノリティ支援連絡協議会の開催（令和12月22日）

[検討テーマ]

- ・ 学生支援ガイドラインの作成について（現在、9大学中2大学で作成済）
- ・ 当事者学生等の交流の場の創設について など

(2) 企業人権啓発講演会の開催（令和4年3月4日）

- ・ 県内企業等向けに、「性的少数者の人権を考える」と題した講演会を実施

2 当事者への支援策

(1) いばらきパートナーシップ宣誓制度の状況（令和4年2月28日現在）

ア 宣誓書の提出 66組

令和元年度	28組	7月1日～
令和2年度	15組	
令和3年度	23組	～2月28日
計	66組	

イ 公営住宅の適用状況（県及び34市町／全38市町）

茨城県、水戸市、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、笠間市、牛久市、取手市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、阿見町

※下線は前回報告以降に適用

ウ 医療機関の適用状況（30病院）

二次医療圏	医療機関名
水戸	県立中央病院、笠間市立病院、水戸赤十字病院、 <u>水戸ブレインハートセンター</u> 水戸済生会総合病院、水戸協同病院、水戸医療センター
日立	県北医療センター高萩協同病院、(株)日製日立総合病院
常陸太田・ひたちなか	常陸大宮済生会病院、(株)日製ひたちなか総合病院、 <u>村立東海病院</u>
鹿行	神栖済生会病院、なめがた地域医療センター
土浦	土浦協同病院、霞ヶ浦医療センター

つくば	筑波大学附属病院、筑波学園病院、 筑波メディカルセンター病院、筑波記念病院
取手・竜ヶ崎	龍ヶ崎済生会病院、JAとりで総合医療センター、 東京医科大学茨城医療センター、つくばセントラル病院、 牛久愛和総合病院、総合守谷第一病院
筑西・下妻	茨城県西部メディカルセンター
古河・坂東	古河赤十字病院、茨城西南医療センター病院、友愛記念病院
計	30

※下線は前回報告以降に適用

エ その他民間サービスなどの適用状況

サービス	適用の内容	備考
民間賃貸住宅への入居	同性カップルでの賃貸契約	
生命保険の加入	パートナーを受取人に指定	
携帯電話の家族割引	携帯料金の割引	
自動車保険の加入	配偶者として扱う運転特約	
住宅ローン	住宅ローンにおける収入合算者 (連帯債務者)の配偶者の定義に 同性パートナーを含める取扱い等	常陽銀行、足利銀行 東日本銀行
いばらき結婚応援パスポート「iPASS」	協賛店舗や施設での提示により特典サービス	
県・市町村職員、大学教職員、民間企業における福利厚生	結婚祝金や死亡弔慰金の支給、 結婚休暇や忌引休暇の取得など	

(2) 相談体制の整備

ア 電話相談窓口「茨城県性的マイノリティに関する相談室」(令和元年7月開始)

- 開設時間：毎週木曜日 18時～20時
- 相談件数

	電話	メール	計	
令和元年度	10	10	20	7月18日～
令和2年度	66	20	86	
令和3年度	82	25	107	～2月28日
計	158	55	213	

イ 茨城県弁護士会による無料電話法律相談 (令和2年6月10日開設)

- 開設時間：月曜日～金曜日 10時～12時、13時～16時

ウ 当事者団体による相談

- 開設時間：10時～22時
- 内容：メール相談 (令和3年8月開始) 及び電話相談 (令和4年1月開始) の実施

7 医療的ケア児者実態調査等の結果について

1 調査目的

県内の在宅の20歳未満の医療的ケア児者数及びケア児者とその家族の生活状況や支援ニーズ等を調査し、今後の障害福祉施策及び支援体制整備に必要な措置を講ずるための基礎資料とする。

2 調査実施期間：令和3年10月末～12月17日 ※令和3年9月末時点

3 調査先及び回答率

① 実態調査（対象者数に関する調査）：FAXおよび電子メールで送付

調査先	調査対象数	回答数	回答率
県内市町村	44	44	100.0%
訪問看護ステーション	152	40	26.3%
障害福祉サービス事業所	51	25	49.0%
障害児相談支援事業所	225	89	39.6%
茨城県国民健康保険団体連合会	1	1	100.0%

② ニーズ調査（医療的ケア児者やその保護者のニーズ等に関する調査）

：いばらき電子申請・届出サービスによるアンケート調査

調査先	配布数	回答数	回答率
医療的ケア児の保護者※	244	81	33.2%

※ 家族会「かけはしねっと」会員、水戸特別支援学校及び下妻特別支援学校の保護者が対象

4 把握した医療的ケア児者数

調査先	把握人数	0～19歳の国民健康保険の加入率	県内の医療的ケア児者数（推計）
茨城県国民健康保険団体連合会	61	14.3%	427

※ 推計値算出：61名 ÷ 0.143 ≒ 427名

※ 茨城県国民健康保険団体連合会においては、レセプト上19項目の在宅指導管理料のうちいずれかが請求されている20歳未満の人数

※ なお、社会保険診療報酬支払基金についても調査したが、各項目が10歳未満の場合は人数が把握できないため、医療的ケア児者数の推計に使用しなかった。

※ 市町村における把握人数は312名

5 障害福祉圏域ごとの医療的ケア児者数（市町村把握数）

（単位：人）

水戸	日立	常陸太田 ひたちなか	鹿行	土浦	つくば	取手 龍ヶ崎	筑西 下妻	古河 坂東	合計
50	34	26	29	34	46	42	33	18	312

6 保護者からの主な意見

保護者からは、医療、福祉、教育等は多岐にわたる分野に、ご意見をいただきました。主な意見の内容は、以下のとおり。

- ・ 重心児を診てくれる訪問診察の医療機関がない。
- ・ 20カ所の保育園に問い合わせたが、受け入れ不可能だった。
- ・ レスパイトできる施設が少ない。
- ・ 学校における付き添いが負担である。

等

8 いばらき出会いサポートセンター運営体制の再編について

1 経緯

会員の減少と高齢化が進む「いばらき出会いサポートセンター」において、若い世代の入会を促進するとともに、会員により多くの出会いの機会を提供できるよう、令和3年4月から、新たなマッチングシステムの運用を開始した。

新システムは、AIによる相性の良い相手の紹介やオンラインお見合いに対応しているほか、センターに来所せずにスマートフォンやパソコンから利用でき、会員がセンターへ来所する機会が大幅に減少していることから、運営体制の効率化を図るため、センターを再編する。

2 センターの運営体制

- ・ 令和4年4月から、水戸・県南センターの2センター体制とし、県北・県西・鹿行センターは、令和4年3月末で閉所とする。
- ・ センターを閉所する地域では、定期的（月1～2回）に「出張センター」を設け、入会手続きを実施することで、利用者の利便性を確保する。
- ・ そのほか、各市町村と連携しながら、「出張相談・登録窓口」を設け、結婚相談や入会手続きを実施する。（年間40回程度）

<運営体制の再編>

現 行	令和4年度（予定）
【5センター】 水戸センター（水戸市） 県北センター（日立市） 県南センター（牛久市） 県西センター（下妻市） 鹿行センター（神栖市）	【2センター】 水戸センター（水戸市） 県南センター（牛久市） ※県北・鹿行センター：閉所（水戸センターに統合） ※県西センター：閉所（県南センターに統合）

3 今後のスケジュール（予定）

- ・ 鹿行センター：令和4年3月20日（日）まで営業
- ・ 県北・県西センター：令和4年3月27日（日）まで営業

【参 考】会員登録状況等（R4. 3. 1現在）

- ・ 会 員 数：2, 229人
（旧システムから移行914人、新規入会1, 315人）
- ・ 活動状況：お見合い実施2, 084組、交際開始856組、成婚20組
（R3. 4. 1～）

9 いばらき青少年・若者応援プラン（第3次）の策定について

項 目	内 容
1 策定の理由・根拠	<p>○ 「茨城県青少年の健全育成等に関する条例」に基づく基本計画、「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「都道府県子ども・若者計画」である。</p> <p>○ 平成28年4月に策定した「いばらき青少年・若者プラン（第2次）」が今年度末をもって終了することから、茨城県青少年健全育成審議会からの答申を踏まえ、次期計画を策定するもの。</p>
2 計画（案）の内容	<p>(1) 策定方針 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、青少年・若者は、これまでになかった制限や気遣いが求められ、大きな負担となっている。 このような困難な状況においても、青少年・若者がたくましく、健やかに成長できるよう、令和4年度からの指針となる新たな基本計画を策定する。</p> <p>(2) 基本理念 活力があり、青少年・若者が日本一幸せな県</p> <p>(3) 重点目標 1 全ての子ども・若者の健やかな育成 2 困難を有する子ども・若者やその家族の支援 3 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援 4 子ども・若者の成長のための社会環境の整備 5 子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援</p> <p>(4) 計画期間 令和4年度から令和7年度（4年間）</p> <p>(5) 改定のポイント 1 令和4年度からの県政の基本方針となる第2次茨城県総合計画や、令和3年4月に策定された国の「子供・若者育成支援推進大綱」との整合性に配慮し策定。 2 子どもの権利の尊重や、ヤングケアラー支援など青少年・若者を巡る新たな課題に対する取組を追加。 3 新たに国、県の子ども・若者の生育状況等に関する各種指標を整理したデータ集を掲載。</p>
3 施行時期	令和4年4月
4 その他	<p>当計画（案）に係るパブリックコメントの結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間 令和4年2月4日（金）～2月18日（金） ・意見者数及び意見数 5名11件

いばらき青少年・若者応援プラン(第3次)の概要

計画の趣旨

「茨城県青少年の健全育成等に関する条例（以下「条例」という。）」第10条に基づく、青少年の健全な育成と若者の活動の支援に関する基本計画として策定するもの。

計画期間

令和4(2022)年度から令和7(2025)年度まで(4年間)

策定方針

○令和3年4月に策定された子ども・若者育成支援推進大綱を踏まえ、国の基本的な方針を本県の重点目標に位置付け。

○国の基本的な方針と、県総合計画で示す取り組みとのリンクを示し、国や県、分野の垣根を超え、チルドレンファーストの取り組みを推進。

推進体制と進行管理

○知事を本部長とする「茨城県青少年育成推進本部」を中心とした関係機関等の緊密な連携により、各種施策を推進。

○青少年・若者の意見を反映するため、オンラインによる意見募集や対面での意見交換会等の活動を推進。

現状と課題

○長引くコロナ禍により、子どもたちが学びや体験、人との関わりの機会に制限を受け、ストレスや困難を抱える子どもが増加。

○いじめや不登校、SNSに起因した犯罪被害やトラブルの増加、有害情報の氾濫、ひきこもり、貧困、虐待、ヤングケアラーなど、課題が深刻、多様化。

○青少年の自己肯定感・自尊感情は、年齢が上がるに従い低くなり、国際的に比較しても、日本の青少年・若者の自己肯定感は低い傾向。

基本理念

「活力があり、青少年・若者が日本一幸せな県」

施策体系

	重点目標	主な取組
1	全ての子ども・若者の健やかな育成	①地域・家庭と連携した確かな学力の確立、 ②豊かな心の育成、③健やかな体の育成、 ④健康教育の推進、⑤主体的・対話的で深い学びの推進 等
2	困難を有する子ども・若者やその家族の支援	①地域の教育力の向上と少年非行への対応、 ②不登校、引きこもり等の青少年・若者への自立支援、 ③児童虐待事案の早期発見と未然防止、 ④子どもの権利の尊重と貧困対策、 ⑤ヤングケアラー支援、⑥自殺対策、⑦いじめ対策 等
3	創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援	①グローバル人材の育成、②国際感覚の育成、 ③高度情報社会、科学技術を担う人材の育成、 ④キャリア教育、体験活動の推進、⑤郷土愛の醸成 等
4	子ども・若者の成長のための社会環境の整備	①安心して子育てできる環境づくり、②就学前教育・家庭教育の推進、 ③情報モラル教育の充実、④交通安全教育の推進、 ⑤性犯罪などの犯罪被害者支援 等
5	子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援	①体験活動支援、②ボランティアの養成、③福祉教育の充実、 ④若者活動の支援 等

10 第5次茨城県DV対策基本計画の策定について

項目	内容
1 策定の理由・根拠	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づく都道府県基本計画(以下「基本計画」という。)として、平成29年3月に策定した「第4次茨城県DV対策基本計画」が今年度をもって満了することから、次期計画を策定するもの。</p>
2 計画(案)の内容	<p>(1) 策定方針 次期県総合計画のDV対策に関する部分を次期基本計画として位置づける。 (地方分権改革に伴い、「他の計画等と一体のものとして策定することが可能」とする旨の運用緩和が閣議決定されたことを踏まえた対応)</p> <p>(2) 基本計画(案)の内容(茨城県総合計画答申案(抜粋)) Ⅱ. 「新しい安心安全」へのチャレンジ 政策9 安心して暮らせる社会 施策(3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり 主な取組 ストーカー・DV事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族等への適切な支援を行うため、相談しやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。</p> <p>(3) 計画期間 令和4年度から7年度(4年間)</p> <p>(4) その他 基本計画を実効性のあるものとするため、関係機関等で構成する「茨城県DV対策ネットワーク会議」において施策の実施内容等について検討の上、アクションプランとしてとりまとめる。</p> <p><参考> アクションプランの概要 国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」及び次期県総合計画を踏まえ、6つの基本目標と18の施策の方向性、48本の主な取組を設定。</p> <p>○6つの基本目標 Ⅰ 被害者が相談しやすい体制の整備・充実 Ⅱ 被害者の安全を確保する体制の充実 Ⅲ 被害者の自立に向けた支援の充実・強化 Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援 Ⅴ DVを許さない社会の実現 Ⅵ DV対策の推進体制の充実</p>
3 施行時期	令和4年4月

第5次茨城県DV対策基本計画(案)の概要

計画の趣旨

法第2条の3に基づく都道府県基本計画として、国の基本方針に即して、DVの防止及び被害者の保護に関する基本的方針及び施策の実施内容等について定めるもの。

計画期間

令和4(2022)年度から令和7(2025)年度まで(4年間)

策定方針

- 県総合計画のDV対策に関する部分を、基本計画(DV防止及び被害者の保護に関する基本的方針)として位置付ける。
- 関係機関等で構成する「茨城県DV対策ネットワーク会議」において施策の実施内容等を検討の上、アクションプランとしてとりまとめる。

推進体制と進行管理

- 「茨城県DV対策ネットワーク会議」を中心とした関係機関等の緊密な連携により、各種施策を推進。
- 施策の実施状況等について、定期的に点検・評価し、進行管理を行う。

<参考>

国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」改正の概要

【改正日】令和2年3月23日公布(同年4月1日施行)

【主な改正内容】

令和元年度のDV防止法改正を受け、児童虐待防止対策とDV対策の強化を図るため、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所を追加、配偶者暴力相談支援センターの要保護児童対策地域協議会への参画及び児童相談所や福祉事務所との連携強化等が追記された。

基本計画 「茨城県総合計画」 ※答申案(抜粋)

DVの防止及び被害者の保護に関する基本的方針

【内容】Ⅱ.「新しい安心安全」へのチャレンジ

政策9 安心して暮らせる社会

施策(3) 犯罪や交通事故の起きにくい社会づくり

主な取組 ストーカー・DV事案、性犯罪等への的確な対処及び犯罪被害者やその家族への適切な支援を行うため、相談しやすい環境の整備など、支援体制づくりを推進します。

アクションプラン 「茨城県DV対策実施計画」

DVの防止及び被害者の保護に関する施策の実施内容等

【内容】 国の基本方針及び県総合計画を踏まえ、6つの基本目標と18の施策の方向性、48本の主な取組を設定(詳細は別紙のとおり)。

基本目標		施策の方向性	取組数
I	被害者が相談しやすい体制の整備・充実	(1) 相談窓口等の広報・周知 (2) 相談支援体制の整備・充実及び連携強化 (3) 職務関係者の育成及び資質向上	12
II	被害者の安全を確保する体制の充実	(1) 通報制度の運用 (2) 一時保護の実施 (3) 保護命令制度の活用	8
III	被害者の自立に向けた支援の充実・強化	(1) 関係機関等との連絡調整 (2) 生活への支援 (3) 就労の促進 (4) 住宅の確保	10
IV	子どもの安全確保と健やかな成長への支援	(1) 子どもの安全確保 (2) 健やかな成長への支援	5
V	DVを許さない社会の実現	(1) 県民への啓発等 (2) 若年層への教育啓発 (3) 加害者への対応	7
VI	DV対策の推進体制の充実	(1) 関係機関の連携強化 (2) 市町村の推進体制の充実 (3) 民間団体等との連携・協働	6

【基本目標】

【施策の方向性】

【主な取組】

<p>I 被害者が相談しやすい体制の整備・充実</p>	<p>(1) 相談窓口等の広報・周知</p> <p>(2) 相談支援体制の整備・充実及び連携強化</p> <p>(3) 職務関係者の育成及び資質向上</p>	<p>① 被害を潜在化させずに相談につなげるためのDVに関する県民の理解促進</p> <p>② 配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口の広報</p> <p>県配偶者暴力相談支援センター</p> <p>① DV対策の中核施設としての関係機関との連携及び調整・支援機能の強化</p> <p>② 被害者が相談しやすい相談窓口の開設、相談方法の導入</p> <p>③ 外国人や男性、LGBTなど多様な相談者への配慮</p> <p>④ 市町村の高齢者虐待・障害者虐待担当課、児童相談所との情報共有と連携強化</p> <p>警察</p> <p>① 被害者に配慮した相談対応</p> <p>② 相談後の被害者の安全ための対応</p> <p>人権啓発推進センター、ダイバーシティ推進センター</p> <p>① 相談者への助言、被害者支援窓口の紹介等</p> <p>市町村における相談支援体制の強化</p> <p>① 市町村における配偶者暴力相談支援センター設置及び女性相談員配置の働きかけ</p> <p>① 被害者の立場に配慮した職務の実施及び職務関係者に対する研修の実施</p> <p>② 相談等における被害者対応や回復プログラム等に関する調査研究</p>
<p>II 被害者の安全を確保する体制の充実</p>	<p>(1) 通報制度の運用</p> <p>(2) 一時保護の実施</p> <p>(3) 保護命令制度の活用</p>	<p>① 保健福祉・医療関係者への通報制度・通報先等の広報・周知及びDVネットワーク会議等を通じた通報制度の運用推進</p> <p>② 県配偶者暴力相談支援センターにおける通報への対応及び市町村の高齢者虐待・障害者虐待担当課、児童相談所との連携強化（一部再掲）</p> <p>③ 警察における職員研修等を通じたDVに対する意識向上及び被害者・加害者への適切な対応等</p> <p>① 一時保護施設と関係機関との連携</p> <p>② 被害者に対する医学的・心理学的な援助の実施及び一時保護施設の人的支援体制の強化</p> <p>③ 一時保護委託施設やDV被害者等支援に取り組む民間団体との連携強化</p> <p>① 県配偶者暴力相談支援センターにおける保護命令制度に関する説明・助言、各種支援制度等の情報提供</p> <p>② 警察における保護命令が発令された被害者・加害者への対応等に関する職員研修の実施</p>
<p>III 被害者の自立に向けた支援の充実・強化</p>	<p>(1) 関係機関等との連絡調整</p> <p>(2) 生活への支援</p> <p>(3) 就労の促進</p> <p>(4) 住宅の確保等</p>	<p>① 県民センター・市福祉事務所の被害者支援の中心的機関としての機能集約、関係機関との連携強化</p> <p>② 被害者の自立に向けた手続き等への同行支援</p> <p>③ 市町村における被害者情報の管理徹底</p> <p>① 県民センター・市福祉事務所における生活支援及び福祉制度の利用に関する相談・支援</p> <p>② 配偶者暴力相談支援センターにおける「DV相談証明書」の発行等適切な情報提供の実施</p> <p>③ 法的手続きに関する情報提供と弁護士会等との連携</p> <p>④ 保健所、精神保健福祉センター等における個別相談等及び民間支援団体等と連携した自立支援の実施</p> <p>① 県民センター・市福祉事務所におけるハローワーク・いばらき就職支援センター等と連携、母子・父子自立支援プログラム策定事業等の活用</p> <p>① 県営住宅入居に係る優遇策の適切な実施及び市町村への働きかけ</p> <p>② 母子生活支援施設に関する情報提供と利用促進等</p>
<p>IV 子どもの安全確保と健やかな成長への支援</p>	<p>(1) 子どもの安全確保</p> <p>(2) 健やかな成長への支援</p>	<p>① 児童相談所との情報共有と連携強化（再掲）</p> <p>② 学校等への子どもに対する接近禁止命令制度の周知及び子どもに関する情報の適切な管理</p> <p>① 児童相談所による一時保護施設に入所する同伴児に対する心理療法等の援助の実施</p> <p>② 教育委員会・学校等における児童相談所等との連携及び被害児の就学への対応</p> <p>③ 市町村における要対協と要支援児童に係る情報の共有、母子保健サービス等の援助</p>
<p>V DVを許さない社会の実現</p>	<p>(1) 県民への啓発等</p> <p>(2) 若年層への教育啓発</p> <p>(3) 加害者への対応</p>	<p>① 関係機関の連携協力した啓発の実施</p> <p>② 学校・家庭・地域及び職場における人権尊重の意識を高める教育及び人権教育指導者の育成</p> <p>③ 外国人や障害者、LGBTなど全ての人への適切な情報提供方法の検討</p> <p>① デートDV出前講座等の実施及びリーフレット配付やSNS等を活用した情報発信</p> <p>② デートDV等に関する育成者の理解促進と周知</p> <p>③ 民間団体と一体となった教育啓発の実施</p> <p>① 加害者対策に関する研究等の情報収集、加害者更生プログラム等の有効な施策の検討</p>
<p>VI DV対策の推進体制の充実</p>	<p>(1) 関係機関の連携強化</p> <p>(2) 市町村の推進体制の充実</p> <p>(3) 民間団体等との連携・協働</p>	<p>① DVネットワーク中央会議によるDV対策実施計画の検討及び実施状況の把握・効果検証</p> <p>② 配偶者暴力相談支援センター及び関係部局・機関等の要対協への参画、児童相談所等との連携強化</p> <p>① 市町村における配偶者暴力相談支援センター設置及び女性相談員配置の働きかけ（再掲）</p> <p>② 被害者の立場に配慮した職務の実施及び職務関係者に対する研修の実施</p> <p>① 民間支援団体等と連携した啓発・相談・保護・自立支援等の実施</p> <p>② 必要な情報提供等の援助の実施</p>

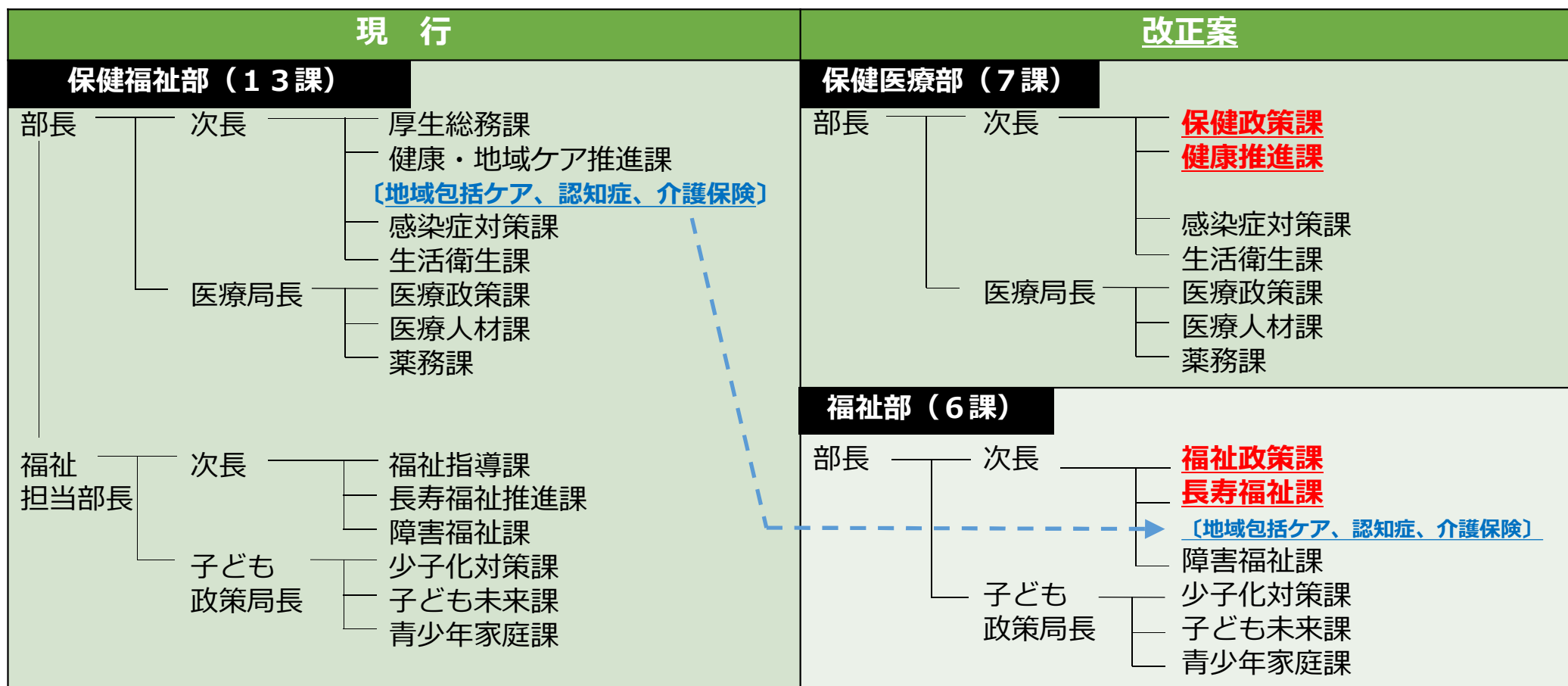
令和4年第1回定例会 保健福祉医療委員会資料

令和4年度組織改正の概要（保健福祉部関係）

令和4年 3月10・11日
保健福祉部

保健福祉部の再編

- ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、新型コロナウイルス感染症対策や医師確保などの地域保健・医療の充実、少子化対策や児童虐待対策などの福祉施策の強化といった課題に一層注力できる体制を整備するため、**保健福祉部**を「**保健医療部**」と「**福祉部**」に再編 ※行政組織条例改正事項
- 上記部の再編に伴い、保健医療部の幹事課として「保健政策課」（「厚生総務課」を改称）を、福祉部の幹事課として「福祉政策課」（「福祉指導課」に福祉部の予算・人事の取りまとめ機能を付与し改称）を設置
- 「健康・地域ケア推進課」が所管する地域包括ケアシステム、認知症対策、介護保険制度に関する事務については、高齢者施策との親和性が高いため、「長寿福祉課」（「長寿福祉推進課」を改称）に移管
- 上記事務の移管に伴い、「健康・地域ケア推進課」を「健康推進課」に改称



(参考) 知事部局の構成

現 行		改正案	
知事	副知事	知事	副知事
	<ul style="list-style-type: none"> — 総務部 — 政策企画部 — 県民生活環境部 — 防災・危機管理部 — 保健福祉部 <ul style="list-style-type: none"> └ 福祉担当部長 — 営業戦略部 — 立地推進部 — 産業戦略部 — 農林水産部 — 土木部 	<ul style="list-style-type: none"> — 総務部 — 政策企画部 — 県民生活環境部 — 防災・危機管理部 — 保健医療部 — 福祉部 — 営業戦略部 — 立地推進部 — 産業戦略部 — 農林水産部 — 土木部 	
会計管理者	会計事務局	会計管理者	会計事務局
10部1局 (1担当部長)		11部1局 [現行比: +1部▲1担当部長]	

令和 4 年第 1 回定例会

保健福祉医療委員会資料

- 令和 3 年度補正予算・条例関係
- 令和 4 年度当初予算・条例関係

令和 4 年 3 月 10・11 日

保 健 福 祉 部

目 次

令和3年度補正予算関係

【補正予算関係】

- ・ 第43号議案 令和3年度茨城県一般会計補正予算（第9号）…………… 3
- ・ 第48号議案 令和3年度茨城県立医療大学付属病院特別会計補正予算（第1号）…………… 5
- ・ 第49号議案 令和3年度茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）…………… 5
- ・ 第50号議案 令和3年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）…………… 5
- ・ 第73号議案 訴えの提起について（生活保護費用返還金）…………… 6
- ・ 第76号議案 権利の放棄について（県立医療大学付属病院の使用料等）…………… 7

【報告】

- ・ 報告第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について
別記1…………… 8
別記5…………… 9

令和4年度当初予算・条例関係

【当初予算関係】

- ・ 第4号議案 令和4年度茨城県一般会計予算…………… 10
- ・ 第9号議案 令和4年度茨城県立医療大学付属病院特別会計予算…………… 37
- ・ 第10号議案 令和4年度茨城県国民健康保険特別会計予算…………… 37
- ・ 第11号議案 令和4年度茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算…………… 37

【条例】

- ・ 第31号議案 茨城県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例…………… 38
- ・ 第32号議案 児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例…………… 40
- ・ 第33号議案 茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例…………… 44
- ・ 第34号議案 児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例…………… 46

令和3年度補正予算・条例関係

第43号議案

令和3年度 茨城県一般会計補正予算（第9号）

○ 一般会計補正予算（保健福祉部分）

〔歳 出〕	（単位：千円）			
	3年度当初	補正前の額	今回補正額	最終予算額
保健福祉部予算額	255,977,334	331,808,659	△8,273,243	323,535,416
5款) 保健福祉費※	254,210,231	330,041,556	△8,119,527	321,922,029
11款) 教育費 (私学振興費等)	1,767,103	1,767,103	△153,716	1,613,387

※水政課所管の環境衛生費分を除く。

〔繰越明許費補正〕	（単位：千円）		
	補正前の額	補正額	計
保健福祉部合計	164,720	3,096,573	3,261,293
5款) 保健福祉費	164,720	3,096,573	3,261,293
1項) 厚生総務費	—	367,648	367,648
3項) 児童福祉費	164,720	36,650	201,370
4項) 障害福祉費	—	353,091	353,091
5項) 保健所費	—	77,951	77,951
6項) 医薬費	—	238,669	238,669
7項) 環境衛生費	—	3,830	3,830
8項) 公衆衛生費	—	2,018,734	2,018,734

[債務負担行為補正（変更分）]

事項	区分	事業内容	期間	限度額
医師教育資金 利子補給	変更前	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	令和3年度から 令和8年度まで	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
	変更後	同上	令和3年度から 令和9年度まで	同上
医師教育資金 利子補給	変更前	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	令和4年度から 令和9年度まで	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
	変更後	同上	令和4年度から 令和10年度まで	同上

[地方債補正]

(単位:千円)

起債の目的	補正前限度額	補正額	補正後の限度額
放課後児童クラブ整備事業	386,700	△207,700	179,000
児童福祉施設整備事業	137,300	△27,900	109,400
老人福祉施設整備事業	477,600	△441,000	36,600
障害福祉施設整備事業	401,700	△313,600	88,100
総合福祉会館整備事業	5,000	△200	4,800
石綿対策事業	58,600	11,000	69,600
県立医療大学設備整備事業	171,400	△700	170,700
緊急防災・減災事業	171,800	△29,300	142,500
(合計)	1,810,100	△1,009,400	800,700

第48号議案

令和3年度 茨城県立医療大学附属病院特別会計補正予算（第1号）

〔歳入歳出予算の補正〕 (単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
歳入	3,148,963	△155,022	2,993,941
歳出	3,148,963	△155,022	2,993,941

〔地方債の補正〕 (単位:千円)

起債の目的	補正前限度額	補正額	補正後の限度額
県立医療大学附属病院整備事業	128,100	△18,200	109,900

〔繰越明許費〕 (単位:千円)

	事業名	金額
1款) 県立医療大学附属病院費		21,893
1項) 病院運営費	管理運営費	21,893

第49号議案

令和3年度 茨城県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

〔歳入歳出予算の補正〕 (単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
歳入	241,589,577	22,445,829	264,035,406
歳出	241,589,577	22,445,829	264,035,406

第50号議案

令和3年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

〔歳入歳出予算の補正〕 (単位:千円)

	補正前の額	補正額	計
歳入	209,434	18,012	227,446
歳出	209,434	18,012	227,446

議案の名称	訴えの提起について（生活保護費用返還金）							
1 現況・課題	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護法（昭和25年法律第144号）により、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けたとき（第63条）や、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるとき（第78条）は、費用の返還を求めている。 ○ 費用の返還請求に応じない場合は、文書・訪問により督促や催告を行っているが、任意の履行が期待できない者がいる。 							
2 必要性・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活保護費用返還金のうち、滞納処分ができない債権（非強制徴収公債権）については、地方公共団体の長は、督促をした後、相当の期間を経過してもなお履行されない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第171条の2の規定に基づき、訴訟手続により履行を請求することが必要とされている。 ○ 通常の督促では回収困難な債務者に対しては、裁判所に訴えを提起することにより、公平かつ適切な債権回収を進め、未収債権の縮減を図る必要がある。 							
3 内 容	<p>【未収債権への対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 非強制徴収公債権の債務者のうち、以下の全てに該当する者を対象に訴えを提起する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年以上納付がなく、督促に応じる姿勢のない者 ・ 債権残高が20万円以上あること。 ・ 現在、生活保護受給者ではなく、履行を請求することが妥当であること。 ○ 提訴の相手方 生活保護費用返還義務者 2名 							
4 参考事項	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">債権の種類</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">概 要 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">強制徴収公債権</td> <td>裁判等の手続を経ずに、滞納処分を行うことが可能</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非強制徴収公債権</td> <td>財産等の強制執行を行う場合、裁判等の手続を行う必要がある。</td> </tr> </tbody> </table>		債権の種類	概 要 等	強制徴収公債権	裁判等の手続を経ずに、滞納処分を行うことが可能	非強制徴収公債権	財産等の強制執行を行う場合、裁判等の手続を行う必要がある。
債権の種類	概 要 等							
強制徴収公債権	裁判等の手続を経ずに、滞納処分を行うことが可能							
非強制徴収公債権	財産等の強制執行を行う場合、裁判等の手続を行う必要がある。							

第76号議案 権利の放棄について（県立医療大学付属病院使用料等）

1 議案の内容

時効期間を経過した債権（私債権）に係る権利の放棄の基準に該当する債権について、権利の放棄をする。

区分	年度	金額	債務者住所氏名	権利放棄の理由
茨城県立医療大学付属病院 使用料等	平成17年度	1,129,200円	かすみがうら市稲吉東 四丁目17番13号 出沼 友二郎	回収不能のため、権利を放棄するもの。 （消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用を行ったため。）

2 未収金額の推移

（単位：千円）

区 分	H28	H29	H30	R1	R2
年度当初 収入未済金(A)	13,009	10,362	11,560	9,994	10,346
回 収 額 (B)	2,792	955	2,553	1,237	769
不納欠損処理額(C)	747	—	6	—	5,048
新たに発生した収入未済額(D)	892	2,153	993	1,589	201
年度末 収入未済額 (A) - (B) - (C) + (D)	10,362	11,560	9,994	10,346	4,730

3 主な未収金対策

- ・入院中においては、医療ソーシャルワーカー及び事務局職員による納付指導を実施
- ・退院後においては、継続的に文書、電話、臨戸訪問等による納付催告を実施
- ・所在調査及び財産調査の実施
- ・県未収債権対策チームが窓口となり、債権の回収業務を弁護士法人に委託

4 参考（権利の放棄の基準（抜粋））

主たる債務者及びその保証人又は連帯保証人等全ての債務者について、その状況が次のいずれかに該当するもの。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ債務者がその援用をする見込があること
- (2) 債務者である法人の清算が終了したこと
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれること
- (4) 破産法第253条第1項、会社更生法第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと
- (5) 当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、知事が勝訴の見込がないものと決定したこと

別記 1

和解について

ひたちなか保健所所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

(1) 令和3年3月3日（水）午後2時45分頃、ひたちなか市大字中根3600番地137地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

ひたちなか保健所所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の小型乗用自動車と衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 729,867 円

(注) 上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年2月1日

茨城県知事 大井川 和彦

別記5

和解について

福祉指導課所属の小型乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

- (1) 個人
- (2) 水戸市城南1丁目1番6号サザン水戸ビル7階
株式会社ゆうちょ銀行茨城パートナーセンター
所長 佐久間 英 信

2 和解の内容

- (1) 令和2年1月17日（金）午前8時55分頃、笠間市本戸5475番地2地先高速自動車国道上で発生した事故

- (2) 事故の概要

福祉指導課所属の職員が、小型乗用自動車を運転して出張途中、上記高速自動車国道上において、相手方の軽乗用自動車と衝突し、損害を与えるとともに、損害を受けた。

- (3) 損害賠償額

ア 茨城県が支払う損害賠償額 2,436,072円

（注）上記賠償額は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

イ 茨城県が支払を受ける損害賠償額 24,950円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年2月2日

茨城県知事 大井川 和彦

令和4年度当初予算・条例関係

第4号議案

令和4年度 茨城県一般会計予算

○ 一般会計予算（保健福祉部分）

〔歳出〕

（単位：千円）

	4年度当初予算	3年度当初予算	増減	前年度当初比
保健福祉部予算額	301,720,068	255,977,334	45,742,734	17.87%増
5款) 保健福祉費	300,063,985	254,210,231	45,853,754	18.04%増
11款) 教育費 (私学振興費等)	1,656,083	1,767,103	111,020	6.28%減

※水政課所管の環境衛生費分を除く。

〔債務負担行為（新規分）〕

事項	事業内容	期間	限度額
がん先進医療費 利子補給	茨城県がん先進医療費利子補給制度に基づき、県民が金融機関からがんの先進医療を受けるための治療費を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	令和5年度から 令和11年度まで	融資総額1,500万円の融資残高に対し、茨城県がん先進医療費利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
救急医療情報 システム構築等 業務委託契約	茨城県救急医療情報システムの構築及び運用・保守業務に係る委託契約を締結する。	令和5年度から 令和10年度まで	326,772千円
地域医療医師 修学資金貸 与契約	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例に基づき、修学資金貸与契約を修学生と締結する。	令和5年度から 令和9年度まで	801,000千円
医師教育資金 利子補給	茨城県医師教育資金利子補給制度に基づき、県民が金融機関から医学部進学のための教育資金を借りるときは、県は当該県民に対し利子補給する。	令和5年度から 令和11年度まで	融資総額15億円の融資残高に対し、茨城県医師教育資金利子補給金交付要綱に定める利子補給率を乗じて得た額
医師海外 派遣事業 費用負担協定	医師海外派遣事業に係る費用負担について、国立大学法人筑波大学と協定を締結する。	令和5年度から 令和6年度まで	10,980千円

〔地方債〕

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
放課後児童クラブ整備事業	289,300	債券発行 又は 普通貸借	年利5.0% 以内	30年以内
児童福祉施設整備事業	311,000			
老人福祉施設整備事業	1,021,000			
障害福祉施設整備事業	818,000			
青少年会館整備事業	5,500			
県立医療大学設備整備事業	167,600			
保健所施設整備事業	87,900			
いばらき予防医学プラザ整備事業	33,800			
(合計)	2,734,100			

○保健福祉部の主な事業

- ・保健所庁舎リニューアル事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- ・感染症予防医療法施行事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- ・介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業・・・・・・・・・・・・ 17
- ・介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業・・・・・・・・・・・・ 19
- ・ケアラー・ヤングケアラー支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- ・看護・介護・障害福祉職員等処遇改善関連事業・・・・・・・・・・・・ 23
- ・自殺対策緊急強化事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- ・あすなろの郷再編整備関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
- ・子ども・子育て支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
- ・児童虐待ホットライン運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- ・児童虐待対策推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- ・里親養育包括支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35

主要事業等の概要（案）

保健福祉部 厚生総務課

<p>事業名又は議案の名称</p>	<p>保健所庁舎リニューアル事業【拡充】</p>																												
<p>1 予算額</p>	<p>26,246千円</p>																												
<p>2 現況・課題</p>	<p>保健所については、新型コロナウイルスなどの感染症や災害時の健康危機管理などへの対応が重要となってきたが、土浦保健所は、庁舎の築年数が最も古く（整備中の筑西保健所を除く）、老朽化が特に著しいため業務に支障が生じかねない状況である。</p>																												
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>業務に支障が生じないよう最優先で整備するとともに、感染症に対する新しい生活様式対応のためのスペースの確保などの感染症対策や災害時の健康危機管理の司令塔としての機能を十分に発揮できるよう整備する必要がある。</p>																												
<p>4 事業の内容</p>	<p>○ 現地での建て替えが可能であるため、令和4年度に感染症対策や災害時対応を盛り込んだ基本設計を実施し整備して行く。 併せて、隣接する県南食肉衛生検査所も老朽化が著しいため、一体で整備する。</p> <p>○ 想定スケジュール</p> <table border="1" data-bbox="550 1249 1372 1339"> <tr> <td>R4</td> <td>R5</td> <td>R6以降</td> <td>R8.3</td> </tr> <tr> <td>基本設計</td> <td>実施設計</td> <td>建設工事</td> <td>完成見込み</td> </tr> </table>					R4	R5	R6以降	R8.3	基本設計	実施設計	建設工事	完成見込み																
R4	R5	R6以降	R8.3																										
基本設計	実施設計	建設工事	完成見込み																										
<p>5 参考事項</p>	<p>○ 老朽化した他の保健所庁舎の整備については、築年数や保健所庁舎の老朽化度合、建設費等の財政負担の平準化などを考慮するとともに、社会情勢や地域実情の変化を踏まえながらその都度進めていく。</p> <p>【保健所庁舎の建築時期】</p> <table border="1" data-bbox="539 1742 1428 1915"> <tr> <td>保健所名</td> <td>筑西</td> <td>土浦</td> <td>古河</td> <td>潮来</td> <td>竜ヶ崎</td> </tr> <tr> <td>建築年月</td> <td>S43.9</td> <td>S47.4</td> <td>S48.4</td> <td>S53.5</td> <td>S54.11</td> </tr> <tr> <td>保健所名</td> <td>つくば</td> <td>中央</td> <td>日立</td> <td>ひたちなか</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築年月</td> <td>S56.3</td> <td>H3.3</td> <td>H3.10</td> <td>H9.12</td> <td></td> </tr> </table> <p>※筑西保健所は、令和4年3月に筑西合同庁舎に移転予定</p>					保健所名	筑西	土浦	古河	潮来	竜ヶ崎	建築年月	S43.9	S47.4	S48.4	S53.5	S54.11	保健所名	つくば	中央	日立	ひたちなか		建築年月	S56.3	H3.3	H3.10	H9.12	
保健所名	筑西	土浦	古河	潮来	竜ヶ崎																								
建築年月	S43.9	S47.4	S48.4	S53.5	S54.11																								
保健所名	つくば	中央	日立	ひたちなか																									
建築年月	S56.3	H3.3	H3.10	H9.12																									

1 令和2年11月に策定した「保健所庁舎の整備等に係る基本方針」において、以下のとおり整理

- 保健所庁舎については、9か所があるが、その建築時期は、昭和40年代が3か所、昭和50年代が3か所、平成以降が3か所となっている。
- 築年数が40年を経過する6保健所（筑西、土浦、古河、潮来、竜ヶ崎、つくば）は、老朽化が進んでいる状況にあることから、早期に整備を進め、機能強化を図る必要がある。
- 整備にあたっては、敷地の大きさや形状等から建替えが可能と判断できる箇所については「現在地で建替」、建替えが困難な箇所については「他施設等に移転」を基本とする。
- 一方、平成に建てられた3保健所（中央、日立、ひたちなか）については、築年数が40年を経過する時期に改めて検討を行うこととする。
- なお、実際の整備にあたっては、今後の社会情勢や地域実情の変化を踏まえながら進めていく。

2 保健所庁舎整備の考え方

- ① 必要面積の確保（延床面積：約1,500㎡、敷地面積：5,000㎡以上）
 - ・ 新興感染症への対応（事務室の拡充、相談室の確保、備蓄倉庫等の整備）
 - ・ 災害拠点としての整備（災害時に拠点となる会議室の整備、災害対応のための敷地確保）
- ② 利便性の確保・向上
- ③ 移転する場合は、現在地の同一市町村内を原則
- ④ 整備中は現庁舎での業務を継続
- ⑤ 整備スケジュール等具体的な整備については、築年数や保健所庁舎の老朽化度合、財政負担の平準化等を考慮するとともに、社会情勢や地域実情の変化を踏まえながらその都度進めていく。



保健所庁舎リニューアル事業



【R4当初予算額 26百万円】
(R3当初予算額 15百万円)

保健福祉部厚生総務課地域保健支援G (029-301-6203)

保健所の機能強化を図るため、老朽化が進む保健所庁舎の建て替えに取り組みます。

【概要】

- ・新興感染症への対応や新しい生活様式及びバリアフリー等への対応を踏まえた庁舎建て替えにより保健所の機能を強化
- ・今回対象の土浦保健所（築約50年）と隣接する県南食肉衛生検査所とを一体で整備

【実施内容】

土浦保健所の現地での建て替えに向けた基本設計の実施

※ 新興感染症への対応及び災害拠点として必要となる面積等を踏まえ、具体的な間取り及び外観の整備等に取り組む

【想定スケジュール】

R4	R5	R6以降
基本設計	実施設計	建設工事



主要事業等の概要（案）

保健福祉部

感染症対策課、厚生総務課、健康・地域ケア推進課、医療局 医療政策課、薬務課

事業名又は議案の 名 称	感染症予防医療法施行事業【拡充】
1 予 算 額	81,799,237千円
2 現況・課題	今後も変異株等による感染拡大が懸念されることから、医療・検査・ワクチン接種体制を拡充することで感染拡大を防止していく必要がある。
3 必要性・ねらい	引き続き、病床確保や行政検査委託など、医療提供体制及び検査体制の充実に万全を期するほか、ワクチン大規模接種会場の設置等により十分な接種機会の確保を図る。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>1 医療提供体制の充実【計59,656,044千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 病床確保事業（国10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院受入医療機関に対する空床補償（確保料/日：36,000～436,000円） ○ 宿泊療養施設の運営費（国10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間宿泊施設17棟、約2600室の借上げ費等 ○ 医療費の公費負担（国3/4等） <ul style="list-style-type: none"> ・ 入院、外来医療の自己負担分への補助 <p style="text-align: right;">など</p> <p>2 ワクチン接種体制の強化【計10,632,750千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模接種会場の運営費（国10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内計5箇所 1会場あたり約600～900人/日を想定 ○ 新型コロナワクチン接種事業（国10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別接種実施医療機関への補助 ・ 職域接種実施団体への補助 ・ 副反応コールセンターの委託費 <p style="text-align: right;">など</p> <p>3 検査体制の拡充【計11,510,443千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 行政検査の外部委託（国1/2） <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定検査数：427,000件 ○ 検査費の公費負担（国1/2） <ul style="list-style-type: none"> ・ PCR検査等の自己負担分への補助 ○ 検査拠点整備事業（国10/10） <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染拡大時の検査費用及び検査拠点の整備費補助 など
5 参考事項	



感染症予防医療法施行事業（新型コロナウイルス対策分）

【R4当初予算額 81,799百万円】
（R3当初予算額 37,974百万円）

保健福祉部感染症対策課感染症企画調整室	(029-301-5134)
同 医療局医療政策課医療計画G	(029-301-3124)
同 医療局薬務課ワクチンチーム	(029-301-5294)

新型コロナウイルス感染症に最大限対応できるように、引き続き、医療・ワクチン・検査の体制整備の強化に取り組みます。

医療提供体制の充実 (59,656百万円)

- ・ 病床確保事業
- ・ 宿泊療養施設の運営費
- ・ 臨時医療施設の運営費
- ・ 医療費の公費負担
- ・ 医療機関への設備整備補助
- ・ 自宅療養者フォローアップ事業 など



ワクチン接種体制の強化 (10,633百万円)

- ・ 個別接種実施医療機関への補助
- ・ 大規模接種会場の運営費
- ・ 職域接種実施団体への補助
- ・ 副反応コールセンターの委託費等 など



検査体制の拡充 (11,510百万円)

- ・ 行政検査の外部委託
- ・ PCR検査等の自己負担分への補助
- ・ 検査拠点整備事業（感染拡大時の検査無料化）
- ・ 衛生研究所検査試薬等 など



主要事業等の概要（案）

保健福祉部 福祉指導課

<p>事業名又は議案の 名 称</p>	<p>介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業【新規】</p>
<p>1 予算額</p>	<p>9,000千円</p>
<p>2 現況・課題</p>	<p>団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、本県の介護職員が約5,700人不足すると見込まれており、人口減少と超高齢社会が進展する中、外国人介護人材の確保が不可欠。 県内の介護福祉士養成校の外国人留学生のうち、県内の福祉施設への就職は6割程度である。</p>
<p>3 必要性・ねらい</p>	<p>令和8年度までの介護福祉士養成校卒業者は介護福祉士試験を経ずに有資格者となれる制度（法改正の経過措置）を活用し、県内の介護分野で活躍する外国人留学生を増やすとともに、県内の福祉施設への就職を促進するため、海外の日本語学校から県内の介護福祉士養成校に修学するルートを開拓する。</p>
<p>4 事業の内容</p>	<p>県、介護福祉士養成校、福祉施設等を構成員とする協議会を設立し、海外現地において、連携して学生募集や学校説明会及び面接会を開催することなどにより、県内の介護福祉士養成校への受入れ及び県内の福祉施設への就職を促進する。</p> <p>【事業費】9,000千円 【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外における学生募集のためのPR ・海外における学校説明会及び面接会の開催 ・海外の日本語学校の学生への支援（介護の専門知識の習得など） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">協議会（構成員：県、介護福祉士養成校、福祉施設等）</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ 募集 ↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">海外の日本語学校（留学希望者）</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ 入学 ↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">県内の介護福祉士養成校（在留資格【留学】）</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ 卒業 ↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">介護福祉士の国家資格取得（※）</div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓ 就職 ↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;">県内の福祉施設（在留資格【介護】）</div> <p>※養成校卒業者の経過措置 令和8年度までの卒業者は、介護福祉士の有資格者となる。 （卒業後5年以内に国家試験に合格するか、5年間継続して介護業務に従事しないと失効）</p>
<p>5 参考事項</p>	



介護福祉士養成校外国人留学生受入支援事業（新規）

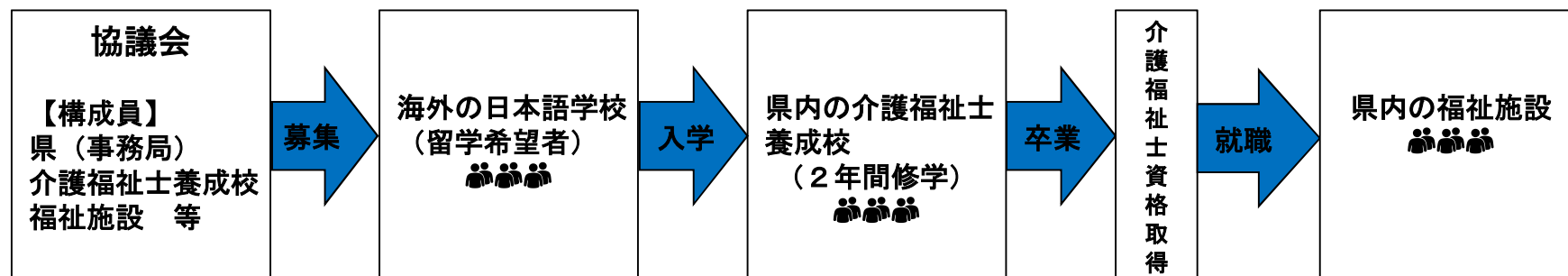
【R4当初予算額 9百万円】

保健福祉部福祉指導課福祉人材確保室（029-301-3197）

介護人材を確保するため、外国人留学生が海外の日本語学校から県内の介護福祉士養成校に修学するルートを開拓します。

【実施方法】 県、介護福祉士養成校及び福祉施設等を構成員とする協議会を新たに設立し、県内介護福祉士養成校への外国人留学生の受入れを促進

【事業内容】 ・ 海外における学生募集のためのPR、学校説明会及び面接会の開催
・ 海外の日本語学校の学生への支援（介護の専門知識の習得など）



主要事業等の概要（案）

保健福祉部 福祉指導課

事業名又は議案の 名 称	介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業【新規】
1 予 算 額	5, 8 7 5 千円
2 現況・課題	<p>団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年には、本県の介護職員が約 5,700 人不足すると見込まれており、人口減少と超高齢社会が進展する中、外国人介護人材の確保が不可欠。</p> <p>介護分野の技能実習生の在留期間は、最長でも 5 年間であることから、長期にわたり介護職に従事するためには、介護福祉士の資格を取得し、在留資格「介護」に移行する必要がある。</p>
3 必要性・ねらい	<p>意欲と能力のある技能実習生に県内介護分野で長期に活躍してもらうため、「茨城県コース」(※)の技能実習生及び県内施設等から選抜した優秀な技能実習生に対し、介護福祉士国家試験の合格に向けた集中的な日本語学習支援を実施する。</p> <p style="text-align: center;">※茨城県とベトナム・ロンアン省間で締結した協力覚書に基づき、ベトナムからの介護技能実習生を県内介護施設で受け入れ、介護人材を育成するプログラム</p>
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>県内の受入施設が技能実習生に対して行う日本語学習経費の一部を補助</p> <p>【補助対象】 技能実習生の受入施設</p> <p>【基 準 額】 技能実習生 1 人当たり 235 千円</p> <p>【対象経費】 日本語講師の派遣費用 日本語学校への通学費用 日本語学習環境の整備 など</p> <p>【対象人数】 25 人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県コース」のベトナム人技能実習生 13 人 ・優秀で意欲のある選抜技能実習生 12 人(日本語能力 N 2 以上)
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>○日本語能力試験 認定の目安</p> <p>N 2 : 日常的な場面で使われる日本語の理解に加え、より幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる。</p>



介護職種技能実習生日本語能力向上支援事業（新規）

【R4当初予算額 6百万円】

保健福祉部福祉指導課福祉人材確保室（029-301-3197）

介護人材を確保するため、「茨城県コース」（※）の技能実習生及び県内施設等から選抜した優秀な技能実習生に対し、介護福祉士国家試験に合格するための集中的な日本語学習支援を実施します。

【事業内容】 県内の受入施設が技能実習生に対して行う日本語学習経費の一部を補助

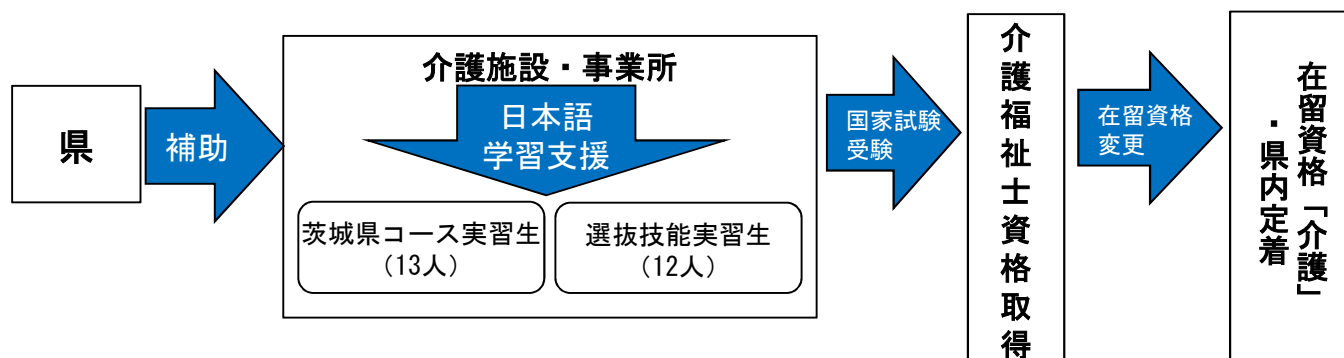
【補助対象】 技能実習生の受入施設

【基準額】 技能実習生1人当たり 235千円

【対象経費】 日本語講師の派遣費用、日本語学校への通学費用、日本語学習環境の整備等

【対象人数】 25人

- ・「茨城県コース」のベトナム人技能実習生 13人
- ・優秀で意欲のある選抜技能実習生 12人（日本語能力N2以上）



※茨城県とベトナム・ロンアン省間で締結した協力覚書に基づき、ベトナムからの介護技能実習生を県内介護施設で受け入れ、介護人材を育成するプログラム

主要事業等の概要（案）

保健福祉部 福祉指導課

事業名又は議案の 名 称	ケアラー・ヤングケアラー支援事業【新規】
1 予 算 額	9, 4 6 7 千円
2 現況・課題	<p>過度なケアの負担により、進学、就業の断念や介護離職など、ケアラーをめぐる問題が顕在化している。</p> <p>ケアラーの支援に向けては、その実態を早期に把握し、担っているケアの実態を広く周知する必要があるが、現状は、ケアラーが何人いるのか、どのような支援ニーズがあるのかなど、基本的な情報が十分把握されていない。</p>
3 必要性・ねらい	<p>ケアラーの実態調査を行い、現状や支援ニーズ、認知度を把握する。</p> <p>また、ケアラーに対する県民の認知度向上と理解促進を図るための普及啓発等を実施し、課題を抱えるケアラーの早期発見・把握、適切な支援につなげる。</p>
4 事業の内容	<p>○実態調査・把握【6, 192 千円】</p> <p>〈ヤングケアラー実態調査〉4, 428 千円（国補: 国 1/2、県 1/2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小中高校アンケート ・小中高生アンケート（当事者） ・要保護児童対策地域協議会等支援機関アンケート <p>〈ケアラー実態調査〉1, 764 千円（県単）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族の会等関係団体アンケート ・当事者アンケート ・地域包括支援センター等支援機関アンケート <p>○理解促進・認知度向上の取組【2, 600 千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民向けに理解促進を図る動画の配信 ・小中高校、大学・専門学校等における広報 ・市町村・支援機関等によるケアラー支援に向けた検討会 <p>○有識者等からの意見聴取【675 千円】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県推進計画、ケアラー支援策に係る意見聴取等
5 参考事項	<p>【国のヤングケアラー実態調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世話をしている家族がいると回答 ※中学 2 年生：5. 7% ※全日制高校 2 年生：4. 1%



ケアラー・ヤングケアラー支援事業（新規）

【R4当初予算額 9百万円】

保健福祉部福祉指導課地域福祉G（029-301-3157）

過度なケアの負担により、進学や就職を断念するなど、ケアラーをめぐる問題が顕在化していることから、現状把握のための実態調査やケアラーへの理解促進・認知度向上に取り組み、課題を抱えるケアラーの早期発見・把握、適切な支援につなげます。

【ケアラー・ヤングケアラー実態調査】

○ケアラー・ヤングケアラーの現状や支援ニーズ、認知度を把握

＜ヤングケアラー実態調査＞

- ・小中高校アンケート
- ・小中高生アンケート（当事者）
- ・要保護児童対策地域協議会等支援機関アンケート

＜ケアラー実態調査＞

- ・家族の会等関係団体アンケート
- ・当事者アンケート
- ・地域包括支援センター等支援機関アンケート



【理解促進・認知度向上の取組】

- 県民向けに理解促進を図る動画の配信
- 小中高校・大学・専門学校等における広報
- 市町村・支援機関等によるケアラー支援に向けた検討会を実施

【有識者等からの意見聴取】

- 県推進計画やケアラー支援策に、有識者等の意見を反映

※ケアラー：心身の機能の低下、負傷、疾病、障害その他の理由により援助を必要とする家族、身近な人その他の者に対して、無償でケアを行う者

※令和3年12月「茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例」制定

主要事業等の概要（案）

保健福祉部

医療局 医療人材課、長寿福祉推進課、障害福祉課、子ども政策局 青少年家庭課

事業名又は議案の 名 称	看護・介護・障害福祉職員等処遇改善関連事業【新規】										
1 予算額	4, 110, 962千円										
2 現況・課題	国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）において、公的部門における分配機能の強化の一環として、看護、介護、保育、幼児教育等の現場で従事する者の収入の引上げが掲げられたところ。										
3 必要性・ねらい	看護職員や介護・障害福祉職員等の収入を一定程度引き上げるため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、医療機関や事業所等に必要な費用を補助する。										
4 事業の内容	<p>〔事業概要〕</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; padding: 5px;">事業名 (予算額)</th> <th style="width: 50%; padding: 5px;">補助対象者等 ① 補助単価(月額/人) ②対象者数(見込み)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">看護職員等処遇改善事業【新規】 (566,944千円)</td> <td style="padding: 5px;">地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関（※1）に勤務する看護職員 ① 4,000円+660円(社会保険料等の事業主負担分) ② 15,000人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">介護職員処遇改善事業【新規】 (2,360,150千円)</td> <td style="padding: 5px;">介護保険事業所等に勤務する介護職員 ① 9,000円(サービス種別毎に交付率が異なる) ② 32,000人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">障害福祉職員処遇改善事業【新規】 (1,117,538千円)</td> <td style="padding: 5px;">障害福祉サービス事業所等に勤務する障害福祉職員 ① 9,000円(サービス種別毎に交付率が異なる) ② 15,000人</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">社会的養護従事者処遇改善事業 (66,330千円)</td> <td style="padding: 5px;">児童養護施設等に勤務する職員（※2） ① 9,000円+1,900円(社会保険料等の事業主負担分) ② 825人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 対象期間：令和4年2月～9月まで（計8カ月分） (2) 補助率：国 10/10</p> <p>※1 救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200件/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関 ※2 児童養護施設等に勤務する職員については、令和4年2月・3月分は令和3年度予算に計上済</p>	事業名 (予算額)	補助対象者等 ① 補助単価(月額/人) ②対象者数(見込み)	看護職員等処遇改善事業【新規】 (566,944千円)	地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関（※1）に勤務する看護職員 ① 4,000円+660円(社会保険料等の事業主負担分) ② 15,000人	介護職員処遇改善事業【新規】 (2,360,150千円)	介護保険事業所等に勤務する介護職員 ① 9,000円(サービス種別毎に交付率が異なる) ② 32,000人	障害福祉職員処遇改善事業【新規】 (1,117,538千円)	障害福祉サービス事業所等に勤務する障害福祉職員 ① 9,000円(サービス種別毎に交付率が異なる) ② 15,000人	社会的養護従事者処遇改善事業 (66,330千円)	児童養護施設等に勤務する職員（※2） ① 9,000円+1,900円(社会保険料等の事業主負担分) ② 825人
事業名 (予算額)	補助対象者等 ① 補助単価(月額/人) ②対象者数(見込み)										
看護職員等処遇改善事業【新規】 (566,944千円)	地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関（※1）に勤務する看護職員 ① 4,000円+660円(社会保険料等の事業主負担分) ② 15,000人										
介護職員処遇改善事業【新規】 (2,360,150千円)	介護保険事業所等に勤務する介護職員 ① 9,000円(サービス種別毎に交付率が異なる) ② 32,000人										
障害福祉職員処遇改善事業【新規】 (1,117,538千円)	障害福祉サービス事業所等に勤務する障害福祉職員 ① 9,000円(サービス種別毎に交付率が異なる) ② 15,000人										
社会的養護従事者処遇改善事業 (66,330千円)	児童養護施設等に勤務する職員（※2） ① 9,000円+1,900円(社会保険料等の事業主負担分) ② 825人										
5 参考事項											



看護・介護・障害福祉職員等処遇改善関連事業（新規）

【R4当初予算額 4,111百万円】

保健福祉部医療局医療人材課	人材育成G	(029-301-3151)
同 長寿福祉推進課	介護保険指導・監査G	(029-301-3343)
同 障害福祉課	自立支援G	(029-301-3363)
同 子ども政策局青少年家庭課	児童育成G	(029-301-3247)

看護職員や介護・障害福祉職員等の収入を一定程度引き上げるため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、医療機関や事業所等に必要な費用を補助します。

【補助対象等】

対 象	補助率	補助単価 (月額/人)	対象者数 (見込)	補助先
地域でコロナ医療など一定の役割を担う 医療機関(※)に勤務する看護職員 【567百万円】	国10/10	4,000円 +660円 <small>(社会保険料等の事業主負担分)</small>	15,000人	医療機関
介護保険事業所等に勤務する介護職員 【2,360百万円】		9,000円相当 <small>(サービス種別毎に 交付率が異なる)</small>	32,000人	事業所等
障害福祉サービス事業所等に勤務する 障害福祉職員 【1,118百万円】			15,000人	
児童養護施設等に勤務する職員 【66百万円】		9,000円 +1,900円 <small>(社会保険料等の事業主負担分)</small>	825人	

※救急医療管理加算を算定する救急搬送件数200件/年以上の医療機関及び三次救急を担う医療機関

【対象期間】 令和4年2月～9月まで
(うち、児童養護施設等に勤務する職員は、令和4年2月・3月分を1月臨時会で予算計上済)

主要事業等の概要（案）

保健福祉部 障害福祉課

事業名又は議案の 名 称	自殺対策緊急強化事業【拡充】																																
1 予 算 額	97,063千円																																
2 現況・課題	<p>○ 近年増加している若者や女性、自殺未遂者への対応</p> <p>○ 自殺の未然防止のためには、以下のことが重要</p> <p>① 相談窓口への誘導の強化</p> <p>② 自殺ハイリスク者が抱える課題の解決</p>																																
3 必要性・ねらい	<p>自殺者数・自殺死亡率を減少させるため、相談支援体制を強化する必要がある。</p> <p>※ 自殺者数は近年減少傾向にあったが、R2年は増加</p>																																
4 事業の内容	<p>(1)自殺ハイリスク者に対する伴走型支援 【39,865千円・新規】(国1/2) 同行支援等の伴走型支援を行う「よりそい相談支援チーム」の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺ハイリスク者に対するカウンセリング、関係機関へのつなぎ・同行支援等 ・ 他の相談機関や警察等と連携した自殺未遂者等に関する情報収集 <p>(2) ICTを活用した相談体制の強化【33,753千円・新規】(国1/2) 従来の電話相談窓口(いばらきこころのホットライン)に加え、女性・若者に対するアプローチ・相談体制を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS 相談窓口の開設、AI チャットボット(自動会話プログラム)の開発による相談窓口への誘導 ・ 自殺予防週間、自殺対策強化月間等における検索連動型 Web 広告の実施 ・ ビデオ会議システム「Zoom」を活用した女性専用のオンライン相談窓口の開設 																																
5 参考事項	<p style="text-align: center;">【本県の自殺者数】 (単位：人)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">男性</th> <th style="width: 15%;">女性</th> <th style="width: 15%;">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R1</td> <td>341</td> <td>117</td> <td>458</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>333</td> <td>151</td> <td>484</td> </tr> <tr> <td>R3(1-11月)</td> <td>302</td> <td>122</td> <td>424</td> </tr> <tr> <td>R2-R1</td> <td>▲8</td> <td>34</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>R2/R1</td> <td>97.7%</td> <td>129.1%</td> <td>105.7%</td> </tr> <tr> <td>R3-R2</td> <td>12</td> <td>▲17</td> <td>▲5</td> </tr> <tr> <td>R3/R2</td> <td>104.1%</td> <td>87.8%</td> <td>98.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 警察庁自殺統計 ※ R3とR2は1-11月の計で比較</p>		男性	女性	計	R1	341	117	458	R2	333	151	484	R3(1-11月)	302	122	424	R2-R1	▲8	34	26	R2/R1	97.7%	129.1%	105.7%	R3-R2	12	▲17	▲5	R3/R2	104.1%	87.8%	98.8%
	男性	女性	計																														
R1	341	117	458																														
R2	333	151	484																														
R3(1-11月)	302	122	424																														
R2-R1	▲8	34	26																														
R2/R1	97.7%	129.1%	105.7%																														
R3-R2	12	▲17	▲5																														
R3/R2	104.1%	87.8%	98.8%																														



自殺対策緊急強化事業

【R4当初予算額 97百万円】

(R3当初予算額 23百万円)

保健福祉部障害福祉課精神保健G (029-301-3368)

本県の自殺者数・自殺死亡率を減少させるため、自殺ハイリスク者に対するきめ細かい寄り添い型（伴走型）支援やICTを活用した相談支援体制の強化を図ります。

1 自殺ハイリスク者に対する伴走型支援 (40百万円・新規)

- 同行支援等の伴走型支援を行う「よりそい相談支援チーム」の設置
 - ・自殺ハイリスク者に対するカウンセリング、関係機関へのつなぎ
 - ・他の相談機関や警察等と連携した自殺未遂者等に関する情報収集

<よりそい相談支援チーム>

①カウンセリング（面接相談） ②問題解決（関係機関へのつなぎ・同行支援等）

自殺対策の専門家が中心となり、ワーカー・カウンセラーがケースに応じてチームで対応

※アドバイザー（精神科医、弁護士、教育関係、労働関係、自殺対策に取り組むNPO等）がチームに対し助言



2 ICTを活用した相談体制の強化 (34百万円・新規)

- 従来の電話相談窓口（いばらきこころのホットライン）に加え、女性・若者に対するアプローチ・相談体制を強化
 - ・SNS相談窓口の開設、AIチャットボット（自動会話プログラム）の開発による相談窓口への誘導
 - ・自殺予防週間、自殺対策強化月間等における検索連動型Web広告の実施
 - ・ビデオ会議システム「Zoom」を活用した女性専用のオンライン相談窓口の開設

3 相談支援体制の強化、県民への普及啓発等 (23百万円・継続)

主要事業等の概要（案）

保健福祉部 障害福祉課

事業名又は議案の 名 称	あすなろの郷再編整備関連事業【拡充】						
1 予 算 額	526,055千円						
2 現況・課題 3 必要性・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開設から48年が経過し施設の老朽化が課題となっていることから、民間事業者では対応が困難な最重度の障害のある方への支援に対応した施設への再編整備を進める。 ・ 新施設の整備に向けて、実施設計等を着実に進めていくとともに、入所者の移行に向けた準備を進めていく。 						
4 事業の内容	<p>○事業内容 新施設の整備に向けて、令和4年度は以下の事業を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新施設整備に向けた建物の実施設計 ・ 北側進入路の造成工事 ・ 入所者アセスメントのフォローアップの実施 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>※新施設の概要 <セーフティネット棟> 定員：200名 <病院・医療型障害児入所施設・療養介護事業所> 定員：40名及び短期入所等10名</p> </div> <p>○スケジュール</p> <table style="margin-left: 20px; border: none;"> <tr> <td>R4年度</td> <td>実施設計等</td> </tr> <tr> <td>R5～6年度</td> <td>施設建設</td> </tr> <tr> <td>R7年度</td> <td>供用開始</td> </tr> </table>	R4年度	実施設計等	R5～6年度	施設建設	R7年度	供用開始
R4年度	実施設計等						
R5～6年度	施設建設						
R7年度	供用開始						
5 参考事項	<p>あすなろの郷の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地：水戸市杉崎町1460 ・ 開設時期：昭和48年 ・ 入所定員：障害者支援施設462名(旧棟312名、新棟150名) 医療型障害児入所施設・療養介護事業所40名 ・ 指定管理者：(社福)茨城県社会福祉事業団 						



あすなろの郷再編整備関連事業

【R4当初予算額 526百万円】
(R3当初予算額 294百万円)

保健福祉部障害福祉課企画G (029-301-3357)

開設から48年が経過し施設の老朽化が課題となっている県立あすなろの郷の再編整備において、新施設の実施設計と入所者の移行等に向けた準備を進めていきます。

【事業内容】

民間施設では処遇困難な強度行動障害等がある最重度の障害のある方向けの入所施設（セーフティネット棟）とあすなろの郷病院・医療型障害児入所施設の建替整備等の準備を進める。

施設等整備

- ・新施設整備に向けた建物の実施設計
- ・北側進入路の造成工事

入所者支援

- ・入所者アセスメントのフォローアップの実施

<整備スケジュール>

R 4	R 5～6	R 7
実施設計等	施設建設	供用開始



老朽化が進む入所施設（旧棟）

主要事業等の概要（案）

保健福祉部 子ども政策局 少子化対策課

事業名又は議案の名称	子ども・子育て支援事業<新型コロナウイルス対策分>																
1 予算額	314,877千円																
2 現況・課題	地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対して、感染症対策を徹底しつつ、継続的に事業を実施していくための支援を行う必要がある。																
3 必要性・ねらい	<p>放課後児童クラブ等の子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、新型コロナウイルス対策として、感染予防を徹底するためのマスク等の備品購入やオンライン化に必要な機器購入に係る費用を助成し、事業の継続を図る。</p> <p>また、小学校臨時休業時に放課後児童クラブを特別開所するための費用を補助することにより、利用児童の居場所の確保を図る。</p>																
4 事業の内容	<p>1 放課後児童クラブ等における感染拡大防止対策に係る支援 (187,671千円)</p> <p>(1) 補助対象</p> <p>①マスクや消毒液等の感染防止用の備品購入費 ②消毒作業や研修受講による超過勤務手当等のかかり増し経費 ③感染症対策のための改修（簡易なものを対象）</p> <p>(2) 補助基準額</p> <p>①及び②1か所等あたり15万円～50万円（規模別に設定） ③1か所等あたり100万円</p> <p>2 放課後児童クラブ等のICT化推進に係る支援（28,356千円）</p> <p>(1) 補助対象</p> <p>①相談業務等のオンライン化に必要なICT機器導入等に係る費用 ②研修等をオンライン受講するためのシステム導入に係る費用</p> <p>(2) 補助基準額：1か所等あたり50万円</p> <p>3 小学校臨時休業に伴う放課後児童クラブ特別開所支援 (98,850千円)</p> <p>(1) 補助対象</p> <p>①午前中から運営する場合の運営費や人材確保に係る費用の補助 ②支援の単位を新たに設けて運営する場合に係る費用の補助</p> <p>(2) 補助基準額</p> <p>①1支援の単位あたり（日額）：3万2千円（上限） ②1支援の単位あたり（日額）：6万2千円（上限）</p> <p>【補助率】国1/3、県1/3、市町村1/3</p>																
5 参考事項	<p>令和3年度実施状況（見込み）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 30%;">実施市町村数</th> <th style="width: 40%;">申請額（千円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)感染拡大防止対策</td> <td>32</td> <td>86,428</td> </tr> <tr> <td>(2)ICT化推進</td> <td>9</td> <td>13,689</td> </tr> <tr> <td>(3)特別開所支援</td> <td>20</td> <td>90,313</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>延べ61（実数34）</td> <td>190,430</td> </tr> </tbody> </table>		項 目	実施市町村数	申請額（千円）	(1)感染拡大防止対策	32	86,428	(2)ICT化推進	9	13,689	(3)特別開所支援	20	90,313	合 計	延べ61（実数34）	190,430
項 目	実施市町村数	申請額（千円）															
(1)感染拡大防止対策	32	86,428															
(2)ICT化推進	9	13,689															
(3)特別開所支援	20	90,313															
合 計	延べ61（実数34）	190,430															



子ども・子育て支援事業（新型コロナウイルス対策分）

【R4当初予算額 315百万円】
（R3当初予算額 600百万円）

保健福祉部子ども政策局少子化対策課
企画・結婚支援G（029-301-3261）

地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対して、感染症対策を徹底しつつ、継続的に子育て支援を実施していくために必要な費用を補助します。

【補助率】国1/3、県1/3、市町村1/3

1 放課後児童クラブ等における感染拡大防止対策に係る支援（188百万円）

- （1）補助対象：①マスクや消毒液等の感染防止用の備品購入費
②消毒作業や研修受講による超過勤務手当等のかかり増し経費
③感染症対策のための改修（簡易なものを対象）
- （2）補助基準額：①及び② 1か所等あたり15万円～50万円（規模別に設定）
③ 1か所等あたり100万円



2 放課後児童クラブ等のICT化推進に係る支援（28百万円）

- （1）補助対象：①相談業務等のオンライン化に必要なICT機器導入等の環境整備に係る費用
②研修等をオンライン受講するためのシステム導入に係る費用
- （2）補助基準額：1か所等あたり50万円

3 小学校臨時休業時に伴う放課後児童クラブ等特別開所支援（99百万円）

- （1）補助対象：①午前中から運営する場合の運営費や人材確保に係る費用の補助
②支援の単位を新たに設けて運営する場合に係る費用の補助
- （2）補助基準額：① 1支援の単位あたり（日額）：3万2千円（上限）
② 1支援の単位あたり（日額）：6万2千円（上限）

主要事業等の概要（案）

保健福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

事業名又は議案の名称	児童虐待ホットライン運営事業【拡充】										
1 予算額	28,594千円										
2 現況・課題	<p>児童相談所における児童虐待相談対応件数や、24時間365日体制で電話による虐待相談等を受け付けている「いばらき虐待ホットライン」における入電件数も、年々増加している。</p> <p>重篤な事案も後を絶たない中、子どもの健やかな成長に深刻な影響を及ぼす児童虐待への対策は極めて重要な課題となっている。</p>										
3 必要性・ねらい	虐待事案の一層の早期発見・早期対応を図るためには、若年層等が相談しやすい環境づくりが求められており、新たに SNS 相談窓口を開設する。										
4 事業の内容	<p>○いばらき虐待ホットラインの拡充</p> <p>【拡充内容】 SNS 相談窓口の開設</p> <p>【補助率】 国補 1/2</p> <p>【いばらき虐待ホットラインの概要】（ゴシックが拡充部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いばらき虐待ホットラインの電話番号（0293-22-0293）及び SNSからの虐待相談に対応（24時間365日） ・児童相談所虐待対応ダイヤル（189）や各児童相談所の電話番号にかかってきた虐待相談に対応（夜間・休日） ・緊急の案件は、いばらき虐待ホットラインから連絡を受けた児童相談所が対応 <p>【夜間・休日の対応フロー】</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <pre> graph TD A[県民] --> B[各児童相談所の電話番号] A --> C[189] A --> D[SNS] A --> E[いばらき虐待ホットライン] B -- 転送 --> E C -- 転送 --> E D -- 転送 --> E D -- (直接) --> E E -- 緊急通告への対応 --> F[児童相談所] E -- 緊急通告の連絡 --> F </pre> </div>										
5 参考事項	<p>○過去の実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 15%;">平成30年度</th> <th style="width: 15%;">令和元年度</th> <th style="width: 15%;">令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>いばらき虐待ホットライン入電件数</td> <td style="text-align: center;">2,286件</td> <td style="text-align: center;">2,847件</td> <td style="text-align: center;">2,583件</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	いばらき虐待ホットライン入電件数	2,286件	2,847件	2,583件
	平成30年度	令和元年度	令和2年度								
いばらき虐待ホットライン入電件数	2,286件	2,847件	2,583件								



児童虐待ホットライン運営事業

【R4当初予算額 29百万円】
(R3当初予算額 16百万円)

保健福祉部子ども政策局青少年家庭課
児童育成G (029-301-3247)

児童虐待等の早期発見・解決に繋げるため、これまでの電話相談に加え、若年層等が相談しやすいSNSで随時（24時間・365日）対応できる体制を整備します。

【事業概要】

電話【継続】及びSNS【R4新規】からの児童虐待に関する相談・通告等に対応する「いばらき虐待ホットライン」の運営委託

【委託内容】

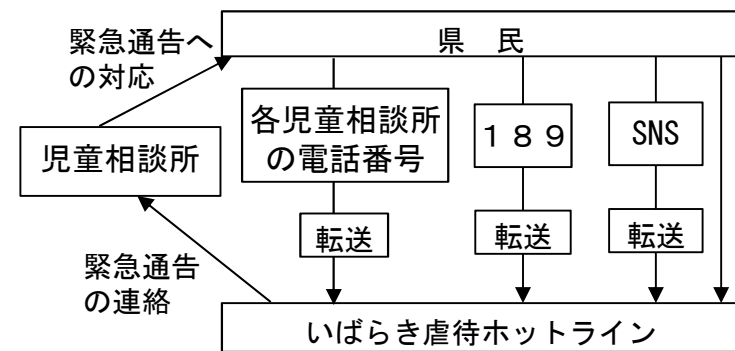
児童虐待に関する相談への回答・助言、緊急の通告等に係る児童相談所への連絡



【開設時間】

- (1) 24時間365日
 - ・ いばらき虐待ホットライン（0293-23-0293）による相談・通告等への対応【継続】
 - ・ SNSによる相談への対応【R4新規】
- (2) 休日及び夜間
 - ・ 189（児童相談所虐待対応ダイヤル）に着信した相談・通告等への対応※【継続】
 - ※平日昼間の189への着信は、児童相談所に転送
 - ・ 児童相談所の電話番号に着信した相談・通告等への対応【継続】

【夜間・休日対応の流れ】



主要事業等の概要（案）

保健福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

事業名又は議案の 名 称	児童虐待対策推進事業【拡充】										
1 予 算 額	106,715千円										
2 現況・課題	<p>児童虐待相談対応件数は年々増加し、重篤な事案も後を絶たない中、子どもの健やかな成長に深刻な影響を及ぼす児童虐待への対策は極めて重要な課題となっている。</p> <p>また、児童虐待対策を進める上では、児童相談所の体制強化に加え、市町村の相談支援体制の強化も重要であり、平成28年の児童福祉法改正においても、子ども・保護者を身近な場所で積極的に支援し、児童虐待の発生予防等を図ることなどが市町村の責務として明記された。</p>										
3 必要性・ねらい	<p>県と市町村とが連携して児童虐待対策を推進するため、県として市町村による児童虐待の未然防止に向けた新たな取組や体制整備を支援する。</p>										
4 事業の内容	<p>○市町村が実施する児童虐待未然防止策への補助制度の新設</p> <p>(1) 児童虐待と母子保健の相談窓口の一体的整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容：児童虐待と母子保健の相談窓口を一体的に整備する費用への補助 ・補助率：国 9/10、市町村 1/10 ・予算額：38,194千円 <p>(2) 要支援妊婦への家庭訪問</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容：要支援妊婦に対する訪問支援費への補助 ・補助率：国 1/2、市町村 1/2 ・予算額：2,820千円 <p>(3) 子育てに不安を抱える世帯への家庭訪問や家事・育児支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容：訪問支援員の人件費や家事・育児支援に係る費用への補助 ・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 ・予算額：2,025千円 <p>(4) ペアレント・トレーニング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容：ペアレント・トレーニングを提供する費用への補助 ・補助率：国 1/2、県 1/4、市町村 1/4 ・予算額：4,011千円 <p>(5) 児童養護施設等でのショートステイの利用者負担軽減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内 容：ショートステイ利用の保護者負担軽減に係る費用への補助 ・補助率：国 1/3、県 1/3、市町村 1/3 ・予算額：1,400千円 										
5 参考事項	<p>○関連データ</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 12.5%;">平成30年度</th> <th style="width: 12.5%;">令和元年度</th> <th style="width: 12.5%;">令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本県の児童虐待相談対応件数</td> <td style="text-align: center;">2,687件</td> <td style="text-align: center;">3,181件</td> <td style="text-align: center;">3,478件</td> </tr> </tbody> </table>				平成30年度	令和元年度	令和2年度	本県の児童虐待相談対応件数	2,687件	3,181件	3,478件
	平成30年度	令和元年度	令和2年度								
本県の児童虐待相談対応件数	2,687件	3,181件	3,478件								



児童虐待対策推進事業

【R4当初予算額 107百万円】
(R3当初予算額 60百万円)

保健福祉部子ども政策局青少年家庭課
児童育成G (029-301-3258)

児童相談所における児童虐待対策を推進するとともに、市町村が児童虐待の未然防止に取り組むための費用を補助します。

- 1 児童相談所における児童虐待対策 (58百万円) 【継続】
 - (1) 警官OBや弁護士等の専門職員の配置
 - (2) 児童相談所職員の専門性向上のための研修の実施 等
- 2 市町村における児童虐待の未然防止対策への補助 (49百万円) 【新規】
 - (1) 児童虐待と母子保健の相談窓口の一体的整備 (38百万円)
児童虐待等相談窓口と母子保健相談窓口を一体的に整備する場合の整備費用への補助
 - (2) 要支援妊婦への家庭訪問 (3百万円)
要支援妊婦に対する訪問支援に係る費用への補助
 - (3) 子育てに不安を抱える世帯への家庭訪問と家事・育児支援訪問 (2百万円)
保護者の不安を傾聴する訪問支援員の人件費や家事・育児支援に係る費用への補助
 - (4) ペアレント・トレーニング(4百万円)
子育てに悩みを抱える保護者等に対しペアレント・トレーニングを提供する費用への補助
 - (5) 児童養護施設でのショートステイの利用者負担軽減 (2百万円)
ショートステイ利用の保護者負担軽減策に係る費用への補助



主要事業等の概要（案）

保健福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

事業名又は議案の名称	里親養育包括支援事業【拡充】												
1 予算額	110,995千円												
2 現況・課題	<p>平成28年の児童福祉法の改正において、家庭養育優先原則が明記され、実親による養育が困難な子どもには、家庭における養育環境と同様の養育環境を提供する、里親等委託を推進することとされた。</p> <p>令和3年度まで、①里親の発掘、②里親の育成、はそれぞれ民間事業者への委託により実施し、③里親と児童のマッチング、④アフターケア、は児童相談所が対応してきた。</p> <p>近年、児童虐待相談対応件数の増加等に伴う児童相談所の業務量の増加が課題となっている。</p>												
3 必要性・ねらい	<p>十分な里親の確保と資質の向上を図りつつ、里親委託を推進するためには、里親の発掘、育成から、アフターケアに至るまでの一連の業務をノウハウを有する民間フォスタリング機関に委託することが効果的・効率的である。</p>												
4 事業の内容	<p>○里親養育包括支援事業の拡充</p> <p>【拡充内容】 民間フォスタリング機関（2か所） （中央・日立・鉾田児童相談所管内、土浦・筑西児童相談所管内）</p> <p>【補助率】 国補1/2</p> <p>【里親養育包括支援事業の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・里親のリクルート、里親の育成、マッチング（里親と児童）、アフターケアに至るまで包括的に支援する体制の構築 <p>【事業概要のフロー】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">令和3年度当初</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">令和4年度当初</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">④ アフターケア（児相直営） （委託後の家庭訪問等）</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">④ アフターケア【委託】 （委託後の家庭訪問等）</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">③ マッチング（児相直営） （里親とのマッチング）</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">③ マッチング【委託】 （里親とのマッチング）</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">② 里親の育成【委託】 （研修・トレーニング）</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">② 里親の育成【委託】 （研修・トレーニング）</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① 里親の発掘【委託】 （リクルート）</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">① 里親の発掘【委託】 （リクルート）</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">※民間フォスタリング機関…①～④の事業を一括して受託し、里親を包括的に支援する機関</p>	令和3年度当初	令和4年度当初	④ アフターケア（児相直営） （委託後の家庭訪問等）	④ アフターケア【委託】 （委託後の家庭訪問等）	③ マッチング（児相直営） （里親とのマッチング）	③ マッチング【委託】 （里親とのマッチング）	② 里親の育成【委託】 （研修・トレーニング）	② 里親の育成【委託】 （研修・トレーニング）	① 里親の発掘【委託】 （リクルート）	① 里親の発掘【委託】 （リクルート）		
令和3年度当初	令和4年度当初												
④ アフターケア（児相直営） （委託後の家庭訪問等）	④ アフターケア【委託】 （委託後の家庭訪問等）												
③ マッチング（児相直営） （里親とのマッチング）	③ マッチング【委託】 （里親とのマッチング）												
② 里親の育成【委託】 （研修・トレーニング）	② 里親の育成【委託】 （研修・トレーニング）												
① 里親の発掘【委託】 （リクルート）	① 里親の発掘【委託】 （リクルート）												
5 参考事項	<p>○過去の実績</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>登録里親数</td> <td>262組</td> <td>286組</td> <td>325組</td> </tr> <tr> <td>里親等委託率</td> <td>16.8%</td> <td>16.2%</td> <td>17.4%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">※里親等委託率…要保護児童のうち里親等に委託されている児童の割合</p>		平成30年度	令和元年度	令和2年度	登録里親数	262組	286組	325組	里親等委託率	16.8%	16.2%	17.4%
	平成30年度	令和元年度	令和2年度										
登録里親数	262組	286組	325組										
里親等委託率	16.8%	16.2%	17.4%										



里親養育包括支援事業

【R4当初予算額 111百万円】
(R3当初予算額 62百万円)

保健福祉部子ども政策局青少年家庭課
児童育成G (029-301-3247)

県内2か所に民間フォスタリング機関を設置し、里親制度の普及や研修、要保護児童とのマッチング、アフターケアに至るまで、里親を包括的に支援できる体制を整備します。

1 民間フォスタリング機関による里親への包括的な支援

(1) 【里親の発掘】里親制度等普及促進・里親リクルート事業 (19百万円)

- ・ いばキラTV、PR動画、SNS、新聞広告、広報紙等を通じたPR

(2) 【里親の育成】里親研修・トレーニング等事業 (21百万円)

- ① 登録を目指す方向け : 里親登録に必須の研修、座学、実践研修等
- ② 受入を目指す里親向け : 受入に向けたトレーニング (講義・実習)

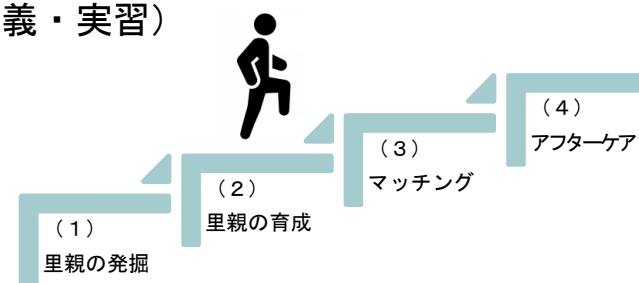
(3) 【マッチング】里親委託推進等事業 (21百万円)

- ・ 登録里親と要保護児童とのマッチング 等

(4) 【アフターケア】里親訪問等支援事業等 (46百万円)

- ・ 養育中の里親家庭への訪問支援 等

※民間フォスタリング機関…(1)～(4)の事業を一括して受託し、里親を包括的に支援する機関



2 養親希望者手数料負担軽減事業 (4百万円)

- ・ 養親希望者が養子縁組民間あっせん機関に支払う手数料の助成 (40万円/件)

第9号議案

令和4年度 茨城県立医療大学付属病院特別会計予算

歳入	3,195,947千円
歳出	3,195,947千円

〔地方債〕

起債の目的	限度額(千円)	起債の方法	利率	償還の方法
県立医療大学付属病院 整備事業	136,400	債券発行又は 普通貸借	年利5.0% 以内	30年以内

第10号議案

令和4年度 茨城県国民健康保険特別会計予算

歳入	236,694,712千円
歳出	236,694,712千円

第11号議案

令和4年度 茨城県母子・父子・寡婦福祉資金特別会計予算

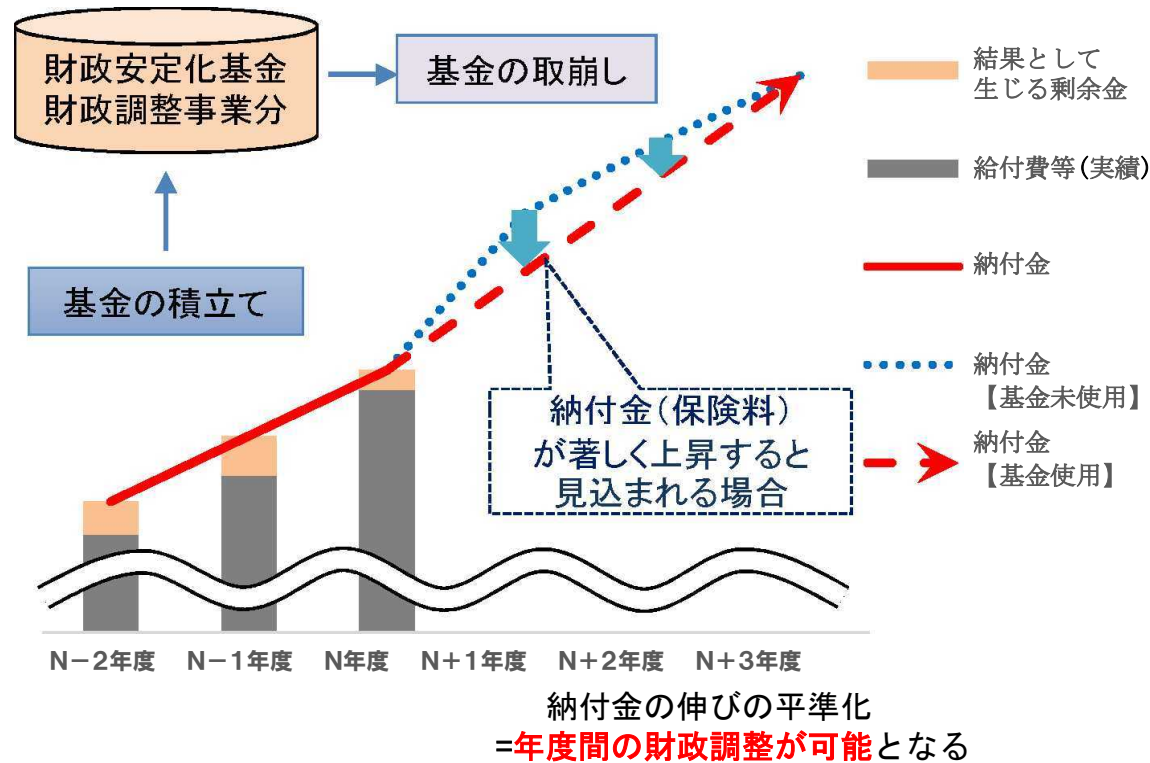
歳入	227,164千円
歳出	227,164千円

第31号議案 茨城県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

保健福祉部 厚生総務課

<p>条例の名称</p>	<p>茨城県国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例 【一部改正】</p>
<p>1 制定（改正） の理由・根拠</p>	<p>県の国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」）について、国民健康保険法の一部改正により、医療費や財政の見通しを勘案して活用することができるようになったことに対応するため、所要の改正をする。</p>
<p>2 制定（改正） の目的</p>	<p>県の財政調整機能のさらなる強化の観点から、基金に、急激な医療費の上昇などによる納付金の増嵩を抑えるなど保険料の平準化に資する財政調整を付与する。</p>
<p>3 背景・必要性</p>	<p>これまで、基金は保険給付費の大幅増や保険料の収納不足が生じた場合に事後的に使うことができるとされてきたが、事前に医療費の上昇により給付額の増が見込まれる場合などにも活用できるようにすることが望まれていた。</p>
<p>4 内容</p>	<p>○ 保険給付費の大幅増や保険料の収納不足が生じた場合に事後的に使うことができるとされていたものを、事前に医療費の上昇により給付額の増が見込まれる場合などにも活用できるようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行 市町村の保険料収納不足等により国保特別会計の収入が不足する場合、県は基金を取り崩し、不足額を当該会計に繰り入れることができる。 ・今回追加 医療費及び財政の見通しを勘案して納付金の著しい上昇の抑制や、安定的な財政運営のため、県は基金を取り崩し、不足額を当該会計に繰り入れることができる。
<p>5 効果・影響</p>	<p>基金に保険料の平準化に資する機能が付与されることによって、県の財政調整機能のさらなる強化を図ることができる。</p>
<p>6 施行日</p>	<p>令和4年4月1日</p>
<p>7 参考事項</p>	<p>○国民健康保険財政安定化基金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付：保険料の収納不足がある市町村に対し、当該不足額を貸付（無利子）。 ・交付：災害等、特別な事情により、保険料の収納不足がある市町村に対し、不足額の2分の1以内を交付。 <p>○別添資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新旧対照表：茨城県財政安定化基金条例 ・参考資料：財政安定化基金の改正概要

〈財政調整事業の活用例(イメージ)〉



- 都道府県の財政調整機能の更なる強化の観点から、財政安定化基金に年度間の財政調整機能を付与する。これにより、剰余金が生じた際に積み立て、急激な医療費の上昇時などに納付金の上昇幅を抑えるなど、複数年での保険料の平準化に資する財政調整を可能とする。

茨城県国民健康保険財政安定化基金条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(処分)</p> <p>第4条 基金は、基金事業貸付金(法第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金をいう。以下同じ。)の貸付け、基金事業交付金(同項第2号に掲げる事業に係る交付金をいう。以下同じ。)の交付及び同条第2項又は第4項の規定による取崩しを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(拋出金の徴収)</p> <p>第10条 法第81条の2第5項に規定する財政安定化基金拋出金(以下「拋出金」という。)の徴収は、基金事業交付金の交付を行った年度の翌々年度において行うものとする。ただし、当該年度において徴収することが困難であると認められる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 拋出金の額の総額は、令第22条第2項の規定に基づき知事が定める額とする。</p> <p>3 拋出金は、当該拋出金に係る基金事業交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>(平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間における処分の特例)</p> <p>4 基金は、平成30年4月1日から令和6年3月31日までの間、第4条の規定にかかわらず、法附則第25条に規定する資金の交付を行う場合においても、その一部を処分することができる。</p>	<p>(処分)</p> <p>第4条 基金は、基金事業貸付金(法第81条の2第1項第1号に掲げる事業に係る貸付金をいう。以下同じ。)の貸付け、基金事業交付金(同項第2号に掲げる事業に係る交付金をいう。以下同じ。)の交付及び同条第2項_____の規定による取崩しを行う場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>(拋出金の徴収)</p> <p>第10条 法第81条の2第4項に規定する財政安定化基金拋出金(以下「拋出金」という。)の徴収は、基金事業交付金の交付を行った年度の翌々年度において行うものとする。ただし、当該年度において徴収することが困難であると認められる場合にあっては、この限りでない。</p> <p>2 拋出金の額の総額は、令第22条第2項の規定に基づき知事が定める額とする。</p> <p>3 拋出金は、当該拋出金に係る基金事業交付金の交付を受けた市町村が負担するものとする。</p> <p>付 則</p> <p>(平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間における処分の特例)</p> <p>4 基金は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの間、第4条の規定にかかわらず、法附則第25条に規定する資金の交付を行う場合においても、その一部を処分することができる。</p>

第32号議案

保健福祉部 障害福祉課

<p>条例の名称</p>	<p>児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例【一部改正】</p>								
<p>1 制定（改正）の理由・根拠</p>	<p>国において「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号）」及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第2号）」を改正（R4.1.21公布、R4.4.1施行）することに伴い、所要の改正を行うもの。</p>								
<p>2 制定（改正）の目的</p>	<p>障害児入所施設における18歳以上の入所者に対し、「経過的施設入所支援サービス費」及び「経過的な生活介護サービス費」について、令和4年4月以降も支給が可能となる。</p>								
<p>3 背景・必要性</p>	<p>障害児入所施設における18歳以上の入所者が退所させられることなく継続した入所を可能とするため、経過措置の期間の延長を図る必要がある。</p>								
<p>4 内容</p>	<p>1 改正条例 (1)児童福祉法に基づき指定障害児通所支援の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第17号） (2)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第18号） 2 改正内容 障害児入所施設における18歳以上の入所者に係る経過措置の期間の延長 ※令和4年3月31日まで →令和6年3月31日まで（2年間）</p>								
<p>5 効果・影響</p>	<p>本県経過措置対象児童数（令和4年4月1日時点見込）14人 ※令和3年12月施設聞取り</p>								
<p>6 施行日</p>	<p>令和4年4月1日</p>								
<p>7 参考事項</p>	<p>○県内条例関係障害福祉施設（R4.2.1現在）</p> <table border="1" data-bbox="558 1809 1098 1989"> <thead> <tr> <th>事業種別</th> <th>事業所数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>福祉型障害児入所施設</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>医療型障害児入所施設</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>障害者支援施設</td> <td>82</td> </tr> </tbody> </table>	事業種別	事業所数	福祉型障害児入所施設	7	医療型障害児入所施設	5	障害者支援施設	82
事業種別	事業所数								
福祉型障害児入所施設	7								
医療型障害児入所施設	5								
障害者支援施設	82								

児童福祉法に基づき指定障害児通所支援施設の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>付 則（第1項～第3項）略 （経過措置）</p> <p>4 この条例の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の指定を受けている第3条の規定による改正前の児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条第5項及び第6条第7項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第3条の規定による改正後の児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、<u>令和6年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>付 則（第1項～第3項）略 （経過措置）</p> <p>4 この条例の施行の際現に児童福祉法第24条の2第1項の指定を受けている第3条の規定による改正前の児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条第5項及び第6条第7項に規定する指定福祉型障害児入所施設については、第3条の規定による改正後の児童福祉法に基づき指定障害児入所施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第6条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。</p>

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>付 則（第1項）略 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定を受けている第2条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設等については、第2条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>	<p>付 則（第1項） 略 （経過措置）</p> <p>2 この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定を受けている第2条の規定による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条及び第10条に規定する指定障害者支援施設等については、第2条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき指定障害者支援施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条及び第9条の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。</p>

第33号議案

保健福祉部 医療局 医療人材課

条例の名称	茨城県地域医療医師修学資金貸与条例の一部を改正する条例 【一部改正】																																				
1 制定（改正） の理由・根拠	令和4年度から、新たに順天堂大学及び昭和大学が本県の地域枠を設置するため。																																				
2 制定（改正） の目的	本県の地域枠を新設することで、県内外から広く受験生を募集し、将来、本県の地域医療を担う修学生医師の増加を図る。																																				
3 背景・必要性	医師が不足している状況に鑑み、地域医療の充実に必要な医師の養成及び確保を図る必要がある。																																				
4 内容	<p>地域枠のうち全国からの応募が可能な枠（全国対象）に順天堂大学及び昭和大学を追加する。</p> <p>※ 条例においては、全国対象を限定列挙していることから、全国対象として新たに地域枠を設置した順天堂大学及び昭和大学を条文に追加する必要がある。</p>																																				
5 効果・影響	修学生医師の増加を図ることで、医師不足地域を中心とした本県の地域医療の充実に資する。																																				
6 施行日	令和4年4月1日（令和4年度入学生から貸与開始）																																				
7 参考事項	<p>○ 地域医療医師修学資金制度の概要（現行）</p> <p>（1）対象者 次のいずれかに該当する者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の高校等卒業生又は県内居住者の子 ・ 筑波大学の出願資格を満たす者（全国対象） <p>（2）貸与金額（月額）：国立大学20万円、私立大学25万円</p> <p>（3）貸与期間：6年</p> <p>（4）返還免除要件 知事が指定する医療機関において貸与期間の1.5倍に相当する期間（うち1/2以上は医師不足地域）勤務</p> <p>○ 地域枠定数：61名（9大学）（令和4年度）</p> <table border="1" data-bbox="568 1476 1350 2004"> <thead> <tr> <th rowspan="2">大学名</th> <th colspan="2">令和4年度定員</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち全国対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>筑波大学</td> <td>36名</td> <td>10名</td> </tr> <tr> <td>東京医科歯科大学</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京医科大学</td> <td>8名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本医科大学</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>杏林大学</td> <td>2名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>帝京大学</td> <td>1名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北里大学</td> <td>4名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>順天堂大学</td> <td>2名</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>昭和大学</td> <td>4名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>61名</td> <td>16名</td> </tr> </tbody> </table> <p>※地域枠新設の順天堂大学及び昭和大学を含む</p>		大学名	令和4年度定員			うち全国対象	筑波大学	36名	10名	東京医科歯科大学	2名		東京医科大学	8名		日本医科大学	2名		杏林大学	2名		帝京大学	1名		北里大学	4名		順天堂大学	2名	2名	昭和大学	4名	4名	合計	61名	16名
大学名	令和4年度定員																																				
		うち全国対象																																			
筑波大学	36名	10名																																			
東京医科歯科大学	2名																																				
東京医科大学	8名																																				
日本医科大学	2名																																				
杏林大学	2名																																				
帝京大学	1名																																				
北里大学	4名																																				
順天堂大学	2名	2名																																			
昭和大学	4名	4名																																			
合計	61名	16名																																			

茨城県地域医療医師修学資金貸与条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第 1 条及び第 2 条 略 (修学資金の貸与)</p> <p>第 3 条 知事は、次のいずれかに該当する者であつて、大学(大学院を除く。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学するもの(第 3 号に掲げる者にあつては、国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学の医学を履修する課程、<u>学校法人順天堂が設置する順天堂大学の医学を履修する課程及び学校法人昭和大学が設置する昭和大学の医学を履修する課程</u>に在学するものに限る。)のうち、第 11 条第 1 項第 5 号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに對し、修学資金を貸与することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第 4 条～第 16 条 略</p>	<p>第 1 条及び第 2 条 略 (修学資金の貸与)</p> <p>第 3 条 知事は、次のいずれかに該当する者であつて、大学(大学院を除く。以下同じ。)の医学を履修する課程に在学するもの(第 3 号に掲げる者にあつては、国立大学法人筑波大学が設置する筑波大学の医学を履修する課程_____</p> <p>_____に在学するものに限る。)のうち、第 11 条第 1 項第 5 号に規定する指定従事医療機関において将来医師の業務に従事しようとする者を対象とした入学試験により入学したものに對し、修学資金を貸与することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>第 4 条～第 16 条 略</p>

第34号議案

保健福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

<p>条例の名称</p>	<p>児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例【一部改正】</p>												
<p>1 制定（改正）の理由・根拠</p>	<p>条例を定めるに当たり、従うべき基準等を規定する「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)」の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。</p>												
<p>2 制定（改正）の目的</p>	<p>省令中の乳児院等の長の資格要件が改正されることに伴い、条例の改正を行うもの。</p>												
<p>3 背景・必要性</p>	<p>児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）において、職員の資質向上による児童相談所の体制強化を目的に、児童福祉司の任用要件が一部見直されることに伴い、乳児院等の長の資格要件についても同様に一部見直すこととする。</p>												
<p>4 内容</p>	<p>乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長の資格要件のうち、勘案すべき「従事した期間」について、「児童福祉事業」（児童福祉司）又は「社会福祉事業」（社会福祉主事）に「従事した期間」から、「相談援助業務に従事した期間」に改正する。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>旧</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p>児童福祉事業 社会福祉事業 に従事した期間</p> </div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>改正</p> <div style="font-size: 2em; color: blue;">➔</div> </div> <div style="text-align: center;"> <p>新</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px;"> <p>相談援助業務 に従事した期間</p> </div> <p>(省令改正と同様の改正)</p> </div> </div>												
<p>5 効果・影響</p>	<p>乳児院等の長の資格要件のうち、児童福祉司又は社会福祉主事となる資格を有する者に必要な実務経験について、相談援助業務に従事した期間であることが明確化される。</p>												
<p>6 施行日</p>	<p>令和4年4月1日</p>												
<p>7 参考事項</p>	<p>○条例改正に係る対象施設数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">施設種別</th> <th style="width: 50%;">施設数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児院</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td style="text-align: center;">3</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td style="text-align: center;">19</td> </tr> <tr> <td>児童心理治療施設</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td style="text-align: center;">1</td> </tr> </tbody> </table>	施設種別	施設数	乳児院	3	母子生活支援施設	3	児童養護施設	19	児童心理治療施設	1	児童自立支援施設	1
施設種別	施設数												
乳児院	3												
母子生活支援施設	3												
児童養護施設	19												
児童心理治療施設	1												
児童自立支援施設	1												

児童福祉法に基づき児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第30条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務(法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。)</u>(国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>相談援助業務</u>を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務</u>に従事した期間</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第38条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務</u>を含む。)に従事した期間</p>	<p>(乳児院の長の資格等)</p> <p>第30条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業</u> _____(国、都道府県又は市町村の内部組織における<u>児童福祉に関する事務</u>を含む。)に従事した期間</p> <p>イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、<u>社会福祉事業</u>に従事した期間</p> <p>ウ 略</p> <p>2 略</p> <p>(母子生活支援施設の長の資格等)</p> <p>第38条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、<u>児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務</u>を含む。)に従事した期間</p>

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 略

2 略

(児童養護施設の長の資格等)

第 59 条 略

(1)～(3) 略

(4) 略

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務 _____を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 略

2 略

(児童心理治療施設の長の資格等)

第 93 条 略

(1)～(3) 略

(4) 略

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県又は市町村の内部組織における相談援助業務 _____を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 略

2 略

(児童養護施設の長の資格等)

第 59 条 略

(1)～(3) 略

(4) 略

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 略

2 略

(児童心理治療施設の長の資格等)

第 93 条 略

(1)～(3) 略

(4) 略

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 略

2 略

(児童自立支援施設の長の資格等)

第101条 略

(1)～(3) 略

(4) 略

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、相談援助業務(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における相談援助業務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、相談援助業務に従事した期間

ウ 略

2 略

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 略

2 略

(児童自立支援施設の長の資格等)

第101条 略

(1)～(3) 略

(4) 略

ア 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間

イ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ウ 略

2 略

令和4年第1回定例会 保健福祉医療委員会資料

令和3年度県出資法人等経営評価結果について

<出資法人等経営評価結果報告>

- ・ 経営評価結果の概要…………… 2
- ・ (社福) 茨城県社会福祉事業団…………… 3
- ・ (公財) 茨城県看護教育財団…………… 4
- ・ (公財) いばらき腎臓財団…………… 5

令和4年3月10・11日

保 健 福 祉 部

○経営評価結果の概要

令和3年度の経営評価の結果は、次のとおりである。

評価区分	法人数 (構成比)	内 訳				令和2年度 法人数との比較
		一般社団・財団法人	公益社団・財団法人	会社法法人	特殊法人	
概ね良好	22 (67%)	4	13	3	2	▲1
改善の余地あり	6 (18%)	0	2	3	1	+1
改善措置が必要	4 (12%)	0	0	2	2	+1
大いに改善を要する又は緊急の改善措置が必要	1 (3%)	0	0	1	0	▲1
合 計	33	4	15	9	5	—

- (注) 1 評価が上がった法人 2法人
「大いに改善を要する」→「概ね良好」 1法人 (公財) いばらき中小企業グローバル推進機
「改善措置が必要」→「改善の余地あり」 1法人 (株) 茨城県中央食肉公社
- 2 評価が下がった法人 4法人
「概ね良好」→「改善の余地あり」 2法人 (株) 茨城放送、鹿島臨海鉄道(株)
「改善の余地あり」→「改善措置が必要」 2法人 鹿島共同再資源化センター(株)、
(株) ひたちなかテクノセンター

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
1	(社福)茨城県社会福祉事業団	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策のため、「あすなろの郷」において通所、短期入所の施設利用の受入制限期間があったことなどにより、当期経常増減額は15百万円(前期差35百万円減)となった。</p> <p>「福祉サポートセンターあすなろ」については、利用者が地域で安心して生活できるよう、更なる利便性の向上に取り組まれない。</p> <p>「あすなろの郷」については、民間では受入れ困難な強度行動障害者を受け入れるなどセーフティネットとしての役割を果たしているが、依然として入所待機者が多い。令和6年度に建替えが完了予定であることを踏まえ、現入所者の地域移行を推進するとともに、他施設との連携を強化し、入所待機者の解消に効果的に努められたい。</p> <p>令和元年度から、事業領域を障害者福祉に特化し、新たな中期経営計画に基づき運営が行われているが、「あすなろの郷」の建替えが予定されていることを踏まえ、適宜中期経営計画を見直すなどして、適正な人員の確保、人件費及び施設運営費の節減に努められたい。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症については、今後の感染状況等を注視しつつ継続して職員並びに入所者への感染防止が図られるよう指導していく。</p> <p>「福祉サポートセンターあすなろ」については、利用者の更なる利便性の向上が図られるよう事業団に指導を行っていく。</p> <p>「あすなろの郷」の退所者の多くは、高齢化による老人福祉施設への移行や入所者死亡によるものであるが、施設の建替にあたっては、民間では受入が困難な障害者の受入に継続して努めるほか、引き続き、地域移行の推進と他施設との連携強化等により、事業団と共に入所待機者の解消を目指す。</p> <p>令和元年度から、新たな中期経営計画に基づき運営が行われているが、あすなろの郷再編整備関連事業の進捗に合わせて、適宜中期経営計画を見直すなどし、適正な人員の確保と人件費及び施設運営費の節減に努める。</p>
			10,000千円	10,000千円	100.0%		
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高		
			49,947千円	16,330千円	631,684千円		
	<改善の余地あり>	資産	資産	負債	正味財産		
障害福祉課	1,786,842千円		1,155,158千円	631,684千円			

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見		左に係る対応	
	<評価区分>								
	所管課								
2	(公財)茨城県看護教育財団	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>設立目的に沿った運営がされており、地域医療に多大な貢献をしている。</p> <p>嘱託・臨時職員を除く常勤職員11名のうち県派遣職員は5名おり、依然として県への人的依存度が高い。また、新型コロナウイルス感染症対策に係るものを除くと、補助金依存度は依然として一定割合で推移している。前年度に比べ、事業収入が減少し、事業経費が増加していることから、財政を圧迫している。</p> <p>平成28年度から経常増減額の赤字が続いており、令和4年度の授業料等の値上げにより収益の改善が見込まれるが、需用費の抑制など経費削減を図るとともに、引き続き学生の確保に努め、運営の安定化に努められたい。</p> <p>引き続き新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、看護職員の研修等公益性の高い事業に力を入れられたい。さらに、コンプライアンスの徹底にも力を注がれたい。</p> <p>県所管課及び法人は、現行の運営改善アクションプランについて、実効性についての検証を行うとともに、次のアクションプランに基づき、引き続き周辺自治体や地域医療機関との連携による法人運営の自立化・安定化を図られたい。</p>	<p>専任教員の確保については、本年度中にプロパー職員の新規採用や近隣病院に対する教員派遣要請等を行ったところであるが、引き続き県への人的依存度の改善を図る必要があることから、継続して人材確保に努めるよう指導していく。</p> <p>また、財政基盤の安定化に向けては、令和4年度以降の授業料等の値上げにより、自主財源の確保や補助金依存度の改善を図るほか、需用費の抑制や施設・設備の計画的な修繕に取り組むなど、引き続き経費削減に努めるとともに、継続的な高校訪問や多様な入学試験の実施等により定員を確保し、安定した運営に努めるよう指導していく。</p> <p>さらに、公益性の高い事業である看護職員向けの研修会については、感染状況に応じてオンライン形式を含めて開催するほか、職員向けのコンプライアンスに係る研修会の開催についても指導していく。</p> <p>運営改善アクションプランについては、外部委員を交えた委員会において、現行計画の実効性の検証及び次期計画の検討を行ったところであり、本年度内に次期計画を策定する見込みである。令和4年度以降も、次期計画の着実な実施と法人運営の自立化・安定化を進めてまいりたい。</p>		
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高				
	<改善の余地あり>	資産	負債	正味財産					
	医療人材課	1,000,000千円	750,000千円	75.0%	1,543,389千円			15,767千円	1,527,622千円

番号	法人名		決算状況等			総合的所見等 ※()書きは、経営評価チームが県所管課に向けた意見	左に係る対応
	<評価区分>						
	所管課						
3	(公財)いばらき腎臓財団	出資	基本財産	県出資額	県出資比率	<p>いのちの学習会や医療者向けの研修会等の活動により保健医療分野において顕著な実績を残したとして平成29年8月に受賞した保健文化賞の褒賞金を活用して令和2年度から研究助成・褒賞事業を実施するなど、設立目的に沿った運営がなされている。新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、引き続き、いのちの大切さを啓蒙する「いのちの学習会」など、本県における脳死下・心停止後の臓器提供者（平成25年度～令和2年度末現在：18人）の増加や臓器移植推進につながる効果的な諸事業を実施されたい。</p> <p>基本財産運用益の増収が見込めない中、自主財源の確保を図り、事業規模が縮小しないようにする必要があることから、賛助会員の拡充、寄附金の募集など、財政基盤の充実に引き続き努められたい。</p>	<p>県内の脳死下・心停止後の臓器提供は、近年増加傾向にあるものの、その数は移植を希望して待機している患者数に比べると、大きく不足している状況が続いている。</p> <p>こうした状況の改善に向けて、病院内で活動する臓器移植コーディネーターの支援や、「いのちの学習会」をはじめとする各種の普及啓発活動について、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら、効果的に事業を実施できるように指導をしていく。</p> <p>また、事業活動を支える財政基盤については、昨今の金融環境では基本財産の運用益増収は見込めないことから、賛助会員の拡充や寄附金の募集など、事業に必要な自主財源の確保について、継続的に支援をしていく。</p>
		決算	前期正味財産増減額	当期正味財産増減額	正味財産期末残高		
		△777千円	△237千円	425,729千円			
	<概ね良好>	資産	負債	正味財産			
	薬務課	資産	427,760千円	2,031千円	425,729千円		

令和 4 年第 1 回定例会

保健福祉医療委員会資料

令和 3 年度包括外部監査の結果及び今後の対応について

令和 4 年 3 月 10 ・ 11 日

保 健 福 祉 部

保健福祉医療委員会説明資料

保健福祉部 厚生総務課、福祉指導課、障害福祉課、医療人材課、青少年家庭課

項目 令和3年度包括外部監査の結果及び今後の対応について

1 監査の実施経過

- (1) 監査テーマ 債権（県税に係るものを除く。）の管理に関する財務事務の執行について
- (2) 監査対象機関 38機関（総務部(4) 県民生活環境部(1) 保健福祉部(12) 立地推進部(2) 産業戦略部(2) 農林水産部(4) 土木部(3) 企業局(2) 病院局(4) 教育庁(3) 警察本部(1)）
- (3) 監査の要点
 - ・債権管理体制が法令等に従い適正に整備・運用されているか。
 - ・債権の調定、回収、収入未済額の状況把握と対策、債権の保全手続、長期延滞債権の回収対応策、不納欠損処理を適切に実施しているか。等
- (4) 監査実施期間 令和3年7月13日 ～ 令和4年2月25日
- (5) 包括外部監査人 さかもと かずしげ 坂本 和重（税理士）

2 監査結果

- (1) 指摘等の件数：65件（指摘：19件、意見：46件） ※参考…全体188件（指摘 63件、意見125件）
- (2) 主な指摘等の内容

担当所属	主な債権名	主な指摘等の内容
厚生総務課	交通事故損害賠償金	○ 地方自治法施行令第171条の6(履行延期の特約等)は、厳格な手続が必要なことを鑑みると生活保護受給者の確認について債務者本人による証明書の交付申請を適時求めるべきであり、書面による対応が望ましい。【意見】
福祉指導課	民生建物使用料、介護福祉修学資金等貸付金等	○ 債務者の支払いが滞った場合、連帯保証人に対する回収手続きを取らなければならない。【指摘】 ○ 修学資金返還計画書等を早急に徴し、債権の調定を行うべきである。貸与を受けた者が提出を行わない場合には、連帯保証人にも提出指導を依頼すべきである。【指摘】
障害福祉課	損害賠償金（自立支援対策特別措置費）等	○ 損害賠償金と補助金返還金では、債権種類や時効期間等の扱いが異なるため、表記を改めるべきである。【指摘】 ○ 納入の履行が行われない場合は、債務者及び連帯保証人への強制執行も検討すべきである。【意見】
医療人材課	看護師等修学資金等	○ 文書による催告等で効果がなければ、時効中断のためにも速やかに法的措置の検討をすべきである。【指摘】 ○ 主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。【指摘】
青少年家庭課	母子・父子・寡婦福祉資金貸付金返還金等	○ 主債務者の支払いが滞った際には、連帯保証人への請求を早急に検討すべきである。【指摘】 ○ 法的措置をとらないまま時間が経過すると、債務者や連帯債務者の資産状況や健康状態にも変化が生じやすくなるため、早期に法的措置を検討すべきである。【指摘】
県立医療大学付属病院	県立医療大学付属病院<特会>入院使用料等	○ 連帯保証人を設定している場合には、債務者への催告と同時に連帯保証人に対する請求を行うべきである。【指摘】 ○ 徴収停止や履行期限の延長その他特別の事情がある場合を除き、高額かつ不誠実な債務者に対しては、時効期間経過前に法的措置等の実施をすべきである。【指摘】

※指摘…違法性、正当性に問題がある事項及び経済的合理性の観点から問題のある事項で、具体的な改善措置を求めるもの
意見…包括外部監査人からの提案で、改善の参考とするもの

3 今後の対応（スケジュール）

時期	内容
3月～5月	監査結果報告（指摘事項等）に対する改善措置を検討
6月中旬	第2回県議会定例会の関係常任委員会において改善措置を報告
7月下旬	監査委員による改善措置の公表